

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 北上川上流の減災に係る取組方針 [見直し案]



平成19年9月17日洪水 金ケ崎町三ヶ尻地区における水防活動

## [凡例]

- ・赤字は、今回追記・修正した箇所
- ・黄色マーカー箇所は、緊急行動計画キーワード
- ・取組方針に番号を付与、新規項目はアルファベット
- ・【参考資料】緊急行動計画の32項目を【 】にて番号付与

平成28年 8月29日作成

平成29年12月27日見直し

## 北上川上流洪水減災対策協議会

盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、滝沢市、  
雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、  
気象庁盛岡地方气象台、岩手県、国土交通省東北地方整備局



## 1. はじめに

北上川水系では、狐禅寺地点の最高水位で戦後第3位を記録した平成14年7月洪水、明治橋上流で戦後最大の流域平均2日雨量を記録した平成19年9月洪水、御所ダムで既往最大の流入量を記録した平成25年8月洪水及び四十四田ダムで既往最大の流入量を記録した平成25年9月洪水など、近年でも大きな洪水が度々発生しています。

また、平成28年8月以降に相次いで発生した台風によって、中小河川を中心に甚大な被害が発生しています。

現在、洪水時にはダム群による洪水調節や、地元水防団などの懸命な水防活動や排水ポンプ車による排水作業などにより洪水被害の軽減に努めています。しかし、洪水による浸水被害が減少した地区では、時間の経過とともに、沿川住民の水害に対する防災意識が希薄化する傾向にあるため、防災意識の向上が課題となっています。

近年頻発している短時間の集中豪雨や局所的な豪雨局地的大雨や集中豪雨による水位上昇速度の変化等、施設能力以上の洪水に対しては、施設整備によるハード対策や行政だけの対応では限界があります。そのため、洪水の被害をできるだけ軽減するためには、防災情報の提供や防災意識の啓発活動等のソフト対策が重要であり、県や市町等の防災機関との連携による危機管理対策、地域住民の危機管理意識向上の取り組みなどが必要です。

このようなことから、北上川上流域の8市7町（盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町）と気象庁盛岡地方気象台、岩手県、国土交通省東北地方整備局は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成28年5月17日に「北上川上流洪水減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立しました。

本協議会では、北上川上流の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図り、以下の課題を抽出しました。

- 安全な避難行動のあり方
- 地域防災力のあり方
- 人命と財産を守る水防活動及び排水活動取組のあり方

この課題に対し本協議会においては、舟運文化により沿川に形成された市街地の水害リスクが高い北上川上流において、家屋浸水した平成14年7月、平成19年9月洪水や平成25年の局所~~地~~大雨による洪水等、これまでの教訓を踏まえ、**また、水防法一部改正の各種取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するための「緊急行動計画」に基づき、発生しうる大規模水害に対し「避難する・防災力を育てる・地域を守る」ことにより「被害の最小化」を目指すことを目標とし、国管理河川は平成32年度まで、県管理河川は平成33年度までに、河川管理者である国、県や水防活動、避難勧告の発令等を担う市町が一体となって行う減災の取組方針をとりまとめました。**

■ハード対策としては、

- ・洪水氾濫を未然に防ぐ対策としての堤防整備や河道掘削、危機管理型ハード対策を推進
- ・**河川管理施設の確実な運用、河川管理の高度化、ダム再生の推進**
- ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化（**水位計・危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置計画の見直し、~~簡易水位計・CCTV等増設~~、XRAIN、DIMAPSの活用等**）

など

■ソフト対策としては、

- ・住民自らが避難行動**を行う**するために必要な情報提供の充実
- ・PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携
- ・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及
- ・教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化
- ・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入
- ・**災害危険区域、浸水被害軽減地区の指定**

など

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

なお、本取組方針は、本協議会規約第4条に基づき作成したものです。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりです。

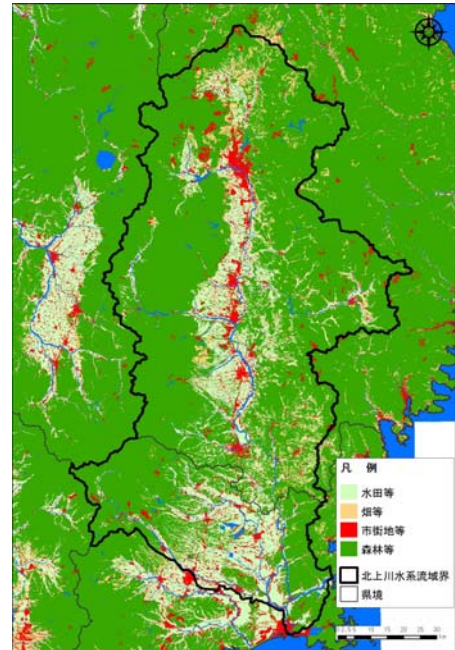
構成機関	構成員
盛岡市	市長
花巻市	市長
北上市	市長
遠野市	市長
一関市	市長
八幡平市	市長
奥州市	市長
滝沢市	市長
雫石町	町長
岩手町	町長
紫波町	町長
矢巾町	町長
西和賀町	町長
金ヶ崎町	町長
平泉町	町長
気象庁 盛岡地方气象台	盛岡地方气象台長
岩手県 総務部	総務部長
岩手県 県土整備部	県土整備部長
岩手県 盛岡広域振興局土木部	部長
岩手県 盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	所長
岩手県 県南広域振興局土木部	部長
岩手県 県南広域振興局土木部 花巻土木センター	所長
岩手県 県南広域振興局土木部 北上土木センター	所長
岩手県 県南広域振興局土木部 一関土木センター	所長
岩手県 県南広域振興局土木部 遠野土木センター	所長
岩手県 県南広域振興局土木部 千厩土木センター	所長
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	所長
国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	所長

### 3. 北上川上流の概要と主な課題

#### ■北上川上流の概要

北上川は、東北第一位の幹線流路延長及び流域面積をもつ一級河川であり、昔から舟運による交通路として利用されてきました。平安時代には奥州藤原氏が平泉に築き上げた黄金都市の流通の大動脈として、また、藩政時代には内陸で産出される米や漆などの産物を河口の石巻を経由し、江戸や京へと運ぶための輸送路としての役割を果たしてきました。

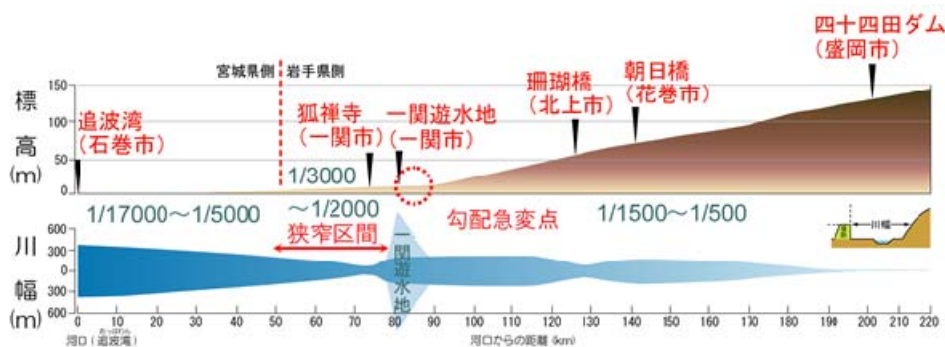
そのような歴史的背景により、北上川沿川に市街地が発達し、近代以降の東北縦貫自動車道や東北新幹線、国道4号等の基幹交通ネットワークの形成により、都市機能が著しく進展しました。



北上川流域の土地利用区分図  
(出典：国土数値情報（平成21年）、国土地理院)

一方、北上川は、岩手・宮城の県境が川幅の狭い狭窄部となっており、かつ一関周辺で急に勾配が緩くなることから、上流から流れ込む大量の水が下流に流れにくくなるため、狭窄部上流に位置する一関・平泉地区は古くから洪水常襲地帯となっています。

洪水の氾濫形態も狭窄部の上流と下流で異なり、北上川の上流部（岩手県側）は氾濫流と河道内の流れが一体的に流れる流下型の氾濫と狭窄部の上流に水が貯まってしまう貯留型の氾濫特性を有することから、その地形特性により幾度となく洪水氾濫に見舞われ、沿川地域に甚大な被害をもたらしてきました。



北上川の河床勾配と川幅

こうした中、明治 43 年 9 月の大洪水や昭和 22 年 9 月のカスリン台風、昭和 23 年 9 月のアイオン台風による未曾有の被害を受け、岩手県側では五つのダム建設（石淵ダム、田瀬ダム、湯田ダム、四十四田ダム、御所ダム）に続き、一関遊水地の建設、堤防整備等を進めてきました。また、戦後間もない頃に建設された石淵ダムの機能を増強するため胆沢ダムを建設し、その役目を引き継ぎました。



昭和22年9月（カスリン台風）による浸水被害状況（一関市中心部）

明治・昭和の主な洪水における岩手県内の被害状況

	流域平均雨量		人的被害 死者・ 行方不明者 (人)	住家被害		
	明治橋 上流 2日 (mm)	狐禅寺 上流 2日 (mm)		流出 (棟)	全半壊 (棟)	床上床下浸水 (棟)
明治43年9月	257	164	5	102	98	7,912
昭和22年9月	168	187	212	1,900	5,286	37,868
昭和23年9月	108	161	709	1,319	2,424	28,972

御所ダム



四十四田ダム



湯田ダム



田瀬ダム



石淵ダム



胆沢ダム



一関遊水地



北上川上流における直轄ダムおよび一関遊水地

洪水時には、地元水防団などによる懸命な水防活動や排水ポンプ車による排水作業、ダム群による洪水調節などにより洪水被害の軽減に努めています。しかし、近年においても、平成14年7月洪水や平成19年9月洪水、平成25年8月洪水では、多数の家屋浸水被害が発生しています。洪水対策として、家屋浸水を防止する堤防整備等の治水対策を推進しています。



平成14年7月洪水による一関遊水地の状況



漏水発生箇所の水防活動状況  
(平成19年9月洪水・奥州市姉体地区)



排水ポンプ車による排水活動状況  
(平成19年9月洪水・平泉町倉町地区)

近年の洪水における北上川流域の被害状況

	流域平均雨量			人的被害			住家被害				
	明治橋 上流 6時間 (mm)	明治橋 上流 2日 (mm)	狐禅寺 上流 2日 (mm)	死者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)
平成14年7月	71	150	160	0	3	3	6	7	55	667	1,427
平成19年9月	75	208	173	2	0	0	0	0	4	95	433
平成25年8月	82	95	63	2	3	7	7	101	1	125	1,067



北上川中流部緊急治水対策事業の輪中堤整備状況  
(紫波町<sup>はたふく</sup>甘木地区)



北上川狭隘地区治水対策事業の輪中堤整備状況  
(一関市<sup>こびがた</sup>小日形地区)

また、平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道・東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では甚大な被害が発生しました。この災害を受け、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、水防法等の一部改正を行う等の各種取組が進められました。



## ■主な課題

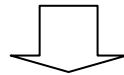
近年の洪水や気候変動の影響により今後発生しうる大規模災害に対して、以下の課題が挙げられます。

### 《近年の洪水における避難率》

#### ●避難率が低い

平成19年9月洪水の場合

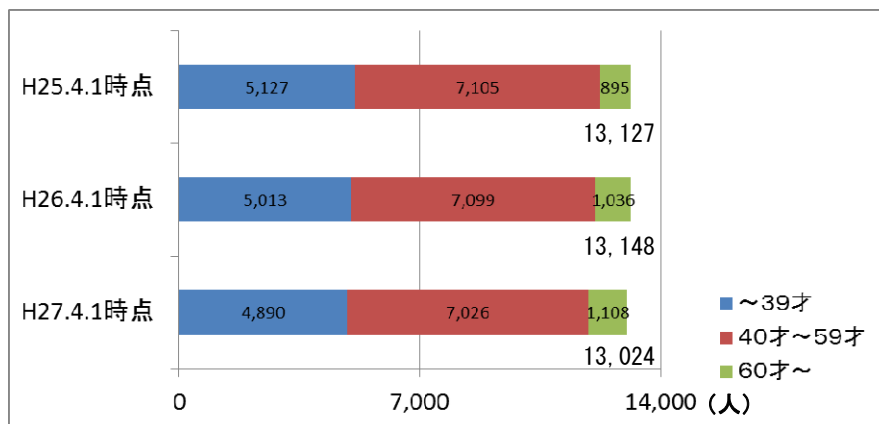
避難率15%（※岩手県総務部総合防災室資料を基に算出）



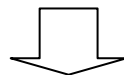
- 避難行動が行われず、浸水による孤立や救助を必要とする住民が多数発生する。
- 特に近年大きな被害が無い地域においては、住民の水害に対する防災意識が低下しており、的確な避難行動が困難になる。

### 《水防団員の状況》

#### ●北上川流域市町における水防団員の年齢構成



（※岩手県県土整備部河川課資料を基に算出）



- 水防団員の減少や今後の高齢化等による水防体制の確保や安全対策が懸念される。

### 《中小河川における氾濫被害》

#### ●中小河川での氾濫による甚大な被害の発生

平成28年8月台風10号等の一連の台風被害



- 中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会の再構築」が必要。

## 4. 現状の取組状況及び課題

北上川上流における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりです。（別紙-1 参照。）

### 【ハード対策】

#### □現状

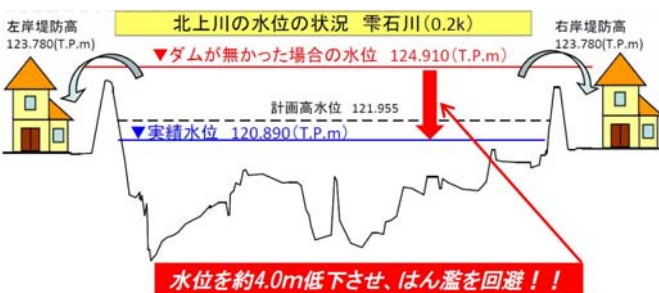
- ・ 洪水対策として、堤防等の整備を実施している。
- ・ 堤防、ダム及びその他の河川管理施設が本来の機能を発揮できるような良好な状態を維持させるため、各施設の点検や河道内の樹木伐採、除草等、適切な維持管理を実施している。
- ・ 既設ダムの機能を有効活用し、洪水時の連携操作や防災操作を実施している。
- ・ **災害発生時には、各現場から映像や目視情報等を入手している。**



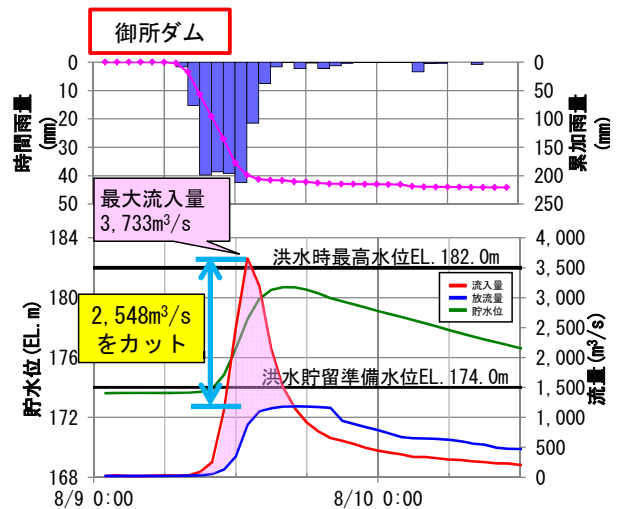
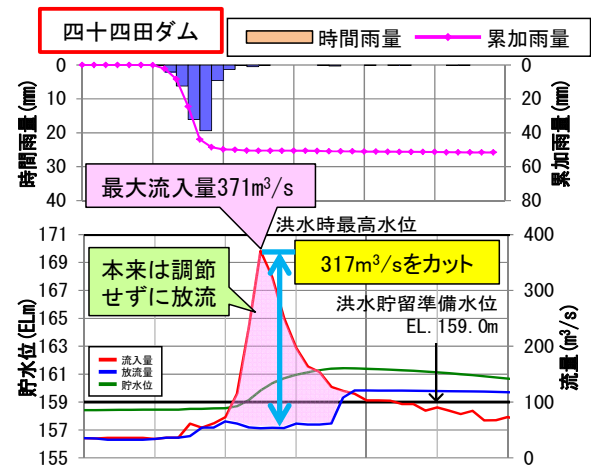
樋管のゲート点検状況



樹木伐採・除草の状況



平成25年8月洪水の連携操作状況  
(四十四田ダム・御所ダム)



#### ■課題

- ・ 近年頻発している短時間の集中豪雨や局所的な豪雨局地的大雨や集中豪雨の影響により、施設能力を上回る大規模水害が発生することが懸念される。 課題1
- ・ 洪水被害は、広域かつ多数にわたる場合があり、全体像の把握に時間を要するおそれがある。 課題2

## 【ソフト対策】

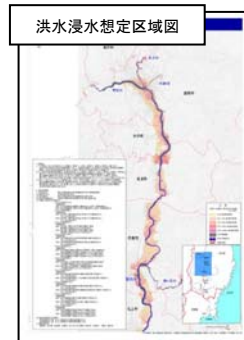
### ① 安全な避難行動の現状と課題

#### □現状

- ・ 避難所等を記載した、ハザードマップ等の全戸配布やHPへの掲載により周知するとともに、説明会を実施している。
- ・ 水防法改正により、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。(国管理区間公表:平成 28 年 6 月 30 日)
- ・ 防災情報を住民に周知するため、WEBやデジタル放送等による河川水位・ライブ映像等の情報発信、災害情報や緊急速報のメール配信、報道機関への情報提供を実施している。
- ・ 避難勧告等について、防災行政無線や広報車による放送に加え、ダム放流警報施設を活用した周知を実施している。
- ・ 住民の避難行動の参考となる洪水予報の発表を、気象庁盛岡地方气象台と国土交通省岩手河川国道事務所が共同で実施している。
- ・ **市町が避難勧告等の発令の判断を支援するため、河川管理者からの情報提供(ホットライン等)や岩手県風水害対策支援チームによる助言を実施している。【2】**



ハザードマップや  
洪水浸水想定区域図の  
閲覧が可能



ハザードマップポータルサイトによる情報提供



ダム放流警報施設による情報提供 (写真は訓練状況)



岩手県風水害対策支援チームの活動状況

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等の説明会の参加者が一部の住民に限られるなど、水害リスクに関する情報について、情報伝達が十分にできていない、また、十分に浸透していないおそれがある。</li> <li>・自ら積極的に予め防災情報が入手できる方法を周知する必要がある。</li> <li>・現在の避難所・避難経路では、想定最大規模降雨による浸水に対し、安全が確保できないおそれがある。</li> </ul>	課題3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位や雨量などの情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。</li> <li>・きめ細かな水位や雨量等の情報が収集出来ないため、避難時の行動が支障となる懸念がある。</li> <li>・特に夜間時や大雨時は防災行政無線や広報車の放送が届きにくいいため、避難に関する情報が住民に十分に伝達できていないおそれがある。</li> </ul>	課題4

## ②地域防災力の維持・継続・強化に関する現状と課題

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防災に関心の高い自主防災組織等においては、水防災に関する説明会や研修会、水防訓練を実施している。</li> <li>・ 一部の小中学校において、ハザードマップ等の教材としての提供や、水防災に関する総合学習を実施している。</li> </ul>	



自主防災組織等における説明会、研修会の実施状況



学校における総合学習の実施状況

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年大きな被害が無い地域において、住民の水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。</li> <li>・ 特に若い世代において、水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。</li> <li>・ 水害に対する防災意識の低下に伴い、水害時の自助、共助、公助の連携に懸念がある。</li> </ul>	課題5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害から命を守るためには幼少期からの防災教育が重要であるが、十分に実施できていない。</li> </ul>	課題6

### ③ 人命と財産を守る取組の現状と課題

□現状
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年出水期前に、国、県、市町、水防団等が合同で、重要水防箇所や洪水に対しリスクの高い区間の巡視を実施している。</li> <li>・ 水防技術の習得、向上を図るため、水防訓練、工法指導を実施している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防倉庫等に保管している水防資機材の確認を実施している。</li> <li>・ 洪水時には、各水防団の受持区間毎に、巡視、水防活動を実施している。</li> <li>・ 河川防災ステーションを2箇所整備している。</li> <li>・ 防災機関の出動の指針となる水防警報の発表を、国土交通省岩手河川国道事務所及び岩手県が実施している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水時の樋管及び排水機場等の操作は、操作規則を定めて操作を実施している。</li> <li>・ 災害拠点病院等を防災計画に位置付けている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水時には国土交通省が保有する排水ポンプ車が出動し、内水排除作業を実施している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的にも被災危険性の高い地域等においては、災害危険区域等の指定による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・安全交付金の制度を見直し、効果促進事業の交付対象を拡充している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省、地方整備局が実施する研修等において、地方公共団体職員の受け入れ枠を拡充している。</li> </ul>



関係機関による重要水防箇所合同巡視



水防活動時における防災エキスパートによる工法指導



水防倉庫内の水防資機材の確認状況



排水訓練

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報の共有や水防技術が伝承されないおそれがある。</li> <li>・ 他市町との連携について懸念がある。</li> </ul>	課題7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防活動の実績が無い場合、水防資機材の更新漏れや不足が生じてしまうおそれがある。</li> <li>・ 大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれや大規模氾濫に対する水防活動の実施に懸念がある。</li> <li>・ 特に夜間時の水防団員の安全の確保に懸念がある。</li> </ul>	課題8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水機場、水門・樋管等の迅速・確実な操作に懸念がある。</li> <li>・ 排水施設等に関する情報が関係者間で共有されていない。</li> <li>・ 大規模水害時には、防災拠点施設や排水施設、災害拠点病院等が浸水し、機能が低下、停止する懸念がある。</li> </ul>	課題9
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水時には、災害対策機械の稼働が不可欠である。</li> <li>・ 長期にわたり浸水が継続するおそれがある。</li> </ul>	課題10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害危険区域を適切に指定できていないおそれがある。</li> <li>・ 浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地が、改変されるおそれがある。</li> </ul>	課題11
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災・安全交付金を十分に活用できていないおそれがある。</li> </ul>	課題12
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動対応から復旧に至るまでの総合的にマネジメントするためのノウハウが蓄積・継承されていないおそれがある。</li> </ul>	課題13

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、各構成機関が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりです。

### 【5年間で達成すべき目標】

舟運文化により沿川に形成された市街地の水害リスクが高い北上川上流において、家屋浸水した平成14年7月、平成19年9月洪水や、平成25年の局所的大雨による洪水等、これまでの教訓を踏まえ、発生しうる大規模水害※に対し「避難する・防災力を育てる・地域を守る」ことで、氾濫被害の最小化を目指す。

- 避難する……………流域住民が主体的に水害リスクを把握し、人命を守ること。
- 防災力を育てる…地域防災力を維持・継続・強化すること。
- 地域を守る……………水防団が実施する水防活動や河川管理者が実施する排水活動等に加え、流域住民や各施設管理者も参画し、地域の人命と財産を守ること。

※ 大規模水害……………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

### 【目標達成に向けた3本柱の取組】

北上川上流において、被害の最小化を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施します。

- ①安全な避難行動のための取組
- ②地域防災力を維持・継続・強化するための取組
- ③人命と財産を守るための取組



## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりです。（別紙－2 参照。）

なお、県管理河川の水防災意識社会再構築の取組については、国から防災・安全交付金等により支援を受けて進めます。【28】

### 1) ハード対策の主な取組

平成 27 年 12 月に発表した「水防災意識社会再構築ビジョンにおける今後概ね 5 年間で実施する主な河川整備」を踏まえ、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」や「危機管理型ハード対策」などを着実に進めます。

#### 1 ■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策 【23】

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
1-1 1-2 1-3 1-4	<北上川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透・パイピング対策 ・侵食・洗掘対策	課題 1	H28 年度から H32 年度	東北地整
1-5 【23】	<岩崎川、北上川、猿ヶ石川、千厩川、滝名川、木賊川、夏川、広瀬川、南川、金流川、小烏瀬川等> ・堤防整備、河道掘削等	課題 1	継続実施	岩手県
1-6 【23】	・河川の適切な維持管理（河道掘削、立ち木伐採） ※ 河道掘削・立ち木伐採の実施河川は別紙 3 のとおり	課題 1	継続実施	岩手県

#### 2 ■ 危機管理型ハード対策 【13】 【24】

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
2-1 2-2	<北上川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題 1	H28 年度から H32 年度	東北地整

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
2-1 2-2	<雫石川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題 1	H28 年度から H32 年度	東北地整
2-1 2-2	<和賀川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題 1	H28 年度から H32 年度	東北地整

### 3 ■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
3-1 3-2 3-3 【26】 3-4 【27】 A 【25】 【29】	<北上川水系> ・河川、ダムの適切な維持管理・ ・ダムの効果的な操作（柔軟な運用） ・河川管理施設の確実な運用 ・河川管理の高度化 ・ダム再生の推進 ・代行制度による県に対する技術支援	課題 1 課題 2	継続実施	岩手県 東北地整

・堆砂対策や最新技術の導入等により、施設の長寿命化や治水・利水機能の回復・向上がダムを運用しながらでも可能

<鹿野川ダム改造>



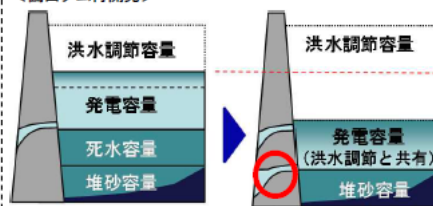
ダムを運用しながら、施設を改良



水深約30mのトンネル洪水吐呑口部工事

・新たな水没地を生じさせずに機能向上を図るなど、水没地等の社会的コストや環境負荷を抑制

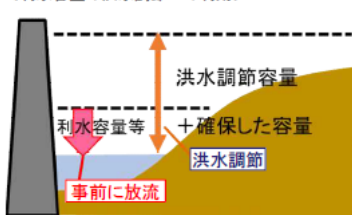
<鶴田ダム再開発>



【放流設備の増設】  
死水容量等を活用することにより、洪水調節容量等を増大

・利水容量を洪水調節に活用するなど、運用改善だけで新たな効果を発揮

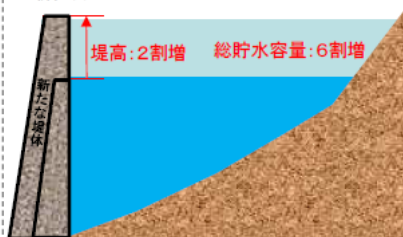
<利水容量の洪水調節への利用>



洪水発生前に、利水容量の一部を事前に放流し、洪水調節に活用

・堤体のわずかなかさ上げで貯水容量を大きく増加することが可能

<新桂沢ダム>



堤体を少しかさ上げ(約2割増)することで、ダムの総貯水容量は約6割増加。

・短い期間で経済的に完成させ、早期に効果を発揮

<鶴田ダム再開発>



平成18年の水害を受け、再開発事業に着手し、10年で効果を発揮

#### ダム再生

## ■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
4-1 【12】 【32】	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況や災害情報を把握・伝達・共有するための基盤整備の強化（水位計・危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置計画の見直し、簡易水位計・CCTV等増設、XRAIN、DiMAPSの活用等）</li> </ul> <p>※水位計設置の5ヵ年計画は別紙5のとおり</p>	課題4	継続実施	岩手県※ 東北地整
4-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への情報伝達体制の充実（防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等）</li> </ul>	課題4	継続実施	市町
4-3 【14】	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化、河川防災ステーションの活用</li> </ul>	課題8	継続実施	市町
4-4 【20】 【21】	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水域における防災拠点や排水機場等の機能性の確保・耐水化</li> </ul>	課題9	継続実施	市町 岩手県 東北地整

## 台風10号の支援(H28)

岩手河川国道事務所配備機械の稼働状況

機械名	期間	活動内容	場所	台数
排水ポンプ車	8/30～9/6	内水排除	久慈市、宮古市	4台
Ku-sat	8/31～9/12	現地映像配信	岩泉町、宮古市	2台
照明車	8/31～9/16	夜間現場照明	岩泉町、宮古市	3台
待機支援車	8/31～9/16	TEC-FORCE拠点	岩泉町	1台
対策本部車	8/31～9/30	TEC-FORCE拠点	岩泉町	1台

地方自治体（久慈市、宮古市、岩泉町）の災害復旧支援のため出動実績あり。

東北地方整備局管内全体では、延べ36台の災害対策用機械が派遣された。



Ku-SAT設置状況(宮古市)



排水ポンプ車稼働状況(宮古市)



照明車稼働状況(岩泉町)

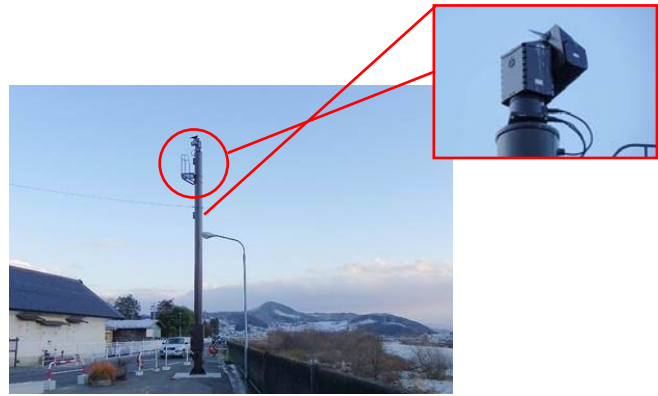


対策本部車稼働状況(岩泉町)

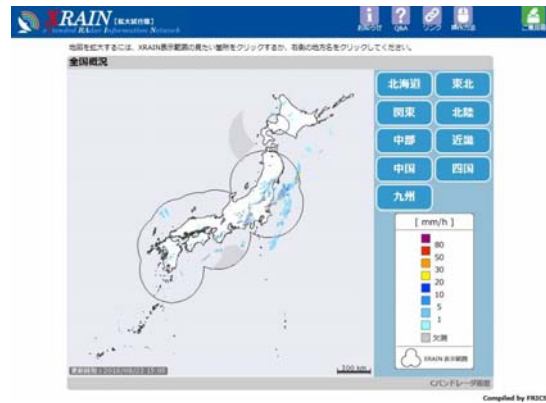
高度な災害復旧支援（平成28年8月台風10号）



水害リスクが高い箇所で  
リアルタイムに水位を把握する簡易水位計



洪水時の状況を把握するCCTVカメラ



XRAIN

～災害情報をより早く、わかりやすく～

## 統合災害情報システム

# DiMAPS

統合災害情報システム（DiMAPS）は、地震や風水害などの自然災害発生時に、いち早く現場から災害情報を収集して、地図上にわかりやすく表示することができる、今までにない全く新しいシステムです。



総合災害情報システム（DiMAPS）

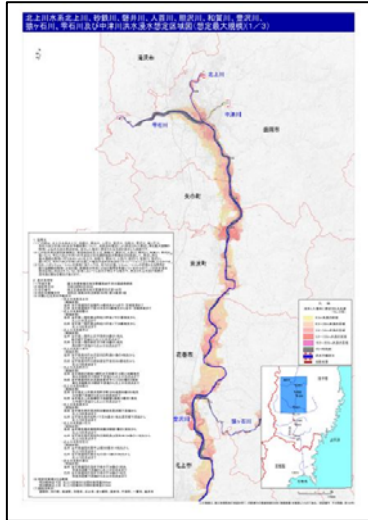
## 2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

### ① 安全な避難行動のための取組

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
	○ 水害リスクに関する情報提供等の充実			
5-1 【8】 【10】	・ 想定最大規模降雨による水害リスクの公表（浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域 ※洪水浸水想定区域の指定5ヵ年計画は別紙6のとおり	課題3	H28年度から H33年度	岩手県※ 東北地整
5-2 【9】	・ 想定最大規模降雨に対応した水害リスクや避難に関する情報の住民周知（ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等）	課題3	H28年度から 順次実施	市町
5-3 【10】	・ 洪水痕跡の保全や市街地での洪水に関する各種情報の表示、浸水実績等の周知	課題3	継続実施	市町
5-4 【4】	・ 水位周知河川の指定拡大 ※水位周知河川の指定5ヵ年計画は別紙4のとおり	課題3	H28年度から H33年度	岩手県
B 【6】	・ 水害リスクと地域特性を踏まえた広域避難を含む体制の検討	課題3	H29年度から H32年度	岩手県
	○ 住民自らが避難行動を行う <del>する</del> ために必要な情報提供の充実			
5-5 【5】	・ プッシュ型の洪水に関する各種情報発信（洪水予報、水位情報、避難情報等）	課題4	H29年度から 順次実施	市町 岩手県 東北地整
5-6	・ 近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供	課題4	H29年度から 実施	盛岡地方気象台

# ○水害リスクに関する情報提供等の充実



洪水浸水想定区域図の公表



市街地での洪水痕跡に関する情報表示例



# ○住民自らが避難行動するために必要な情報提供の充実



洪水予報等の情報を  
プッシュ型で配信

自分のいる場所の近傍の情報

ライブカメラ

自分のいる場所

詳細な雨量情報

河川水位



自分のいる場所の近傍の情報は  
川の防災情報等により確認

## プッシュ型の洪水予報 (イメージ)

平成〇〇年10月4日16時10分 ××地方気象台発表

××県の注意警戒事項

××県では、暴風や高波に警戒してください。

△△市 【発表】 暴風、波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報

【継続】 雷注意報

5日明け方までに大雨警報(土砂災害、浸水害)に切り替える可能性が高い。

5日明け方までに洪水警報に切り替える可能性が高い。

6日明け方までに高潮警報に切り替える可能性が高い。

警報・注意報の種別	今後の推移 (警報継続 注意継続)										備考・関連する現象
	15-18	19-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18		
大雨	10	10	30	30	30	30	50	50	50	50	浸水注意
土砂災害											土砂災害注意
洪水											注意
暴風											以後注意継続
高波											以後注意継続
波浪	4.0	6.0	6.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	以後注意継続
高潮	0.7	0.7	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.5	1.5	ビーブは5日0時頃

●で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。

各要素の予測値は、確度が一定に満たしたものを表示しています。

警報は、警報級の現象が予想される時間帯の直前に発生します。

平成〇〇年10月4日17時00分 ××地方気象台発表

××県の警報級の可能性

南部では、5日までの期間内に、大雨、暴風、波浪警報を発表する可

種別	警報級の可能性					
	4日 明け方まで	5日 朝~夜遅く	6日	7日	8日	9日
大雨	[高]	[高]	---	---	---	[中]
大雷	---	---	---	---	---	---
暴風(暴風警)	[高]	[高]	---	---	---	---
波浪	[高]	[高]	---	---	---	---

[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。

[中]: [高]ほど可能性は高くないが、警報を発表するような現象発生のある状況。

←台風等対応のタイムライン支援の観点から、数日先までの警報級の現象になる可能性を提供

↑注意報級・警報級・特別警報級の現象が予想される期間を「危険度を色分けした時系列」で提供

今後予測される雨量等や危険度の水位を時系列で提供。また、危険度を色分け。



←道路や河川、鉄道等の地理情報と重ね合わせた洪水警報の危険度分布を提供。

道路や河川、鉄道などの地理情報と重ね合わせてメッシュ情報を提供。

## 近年の雨の降り方に対応した防災気象情報の提供

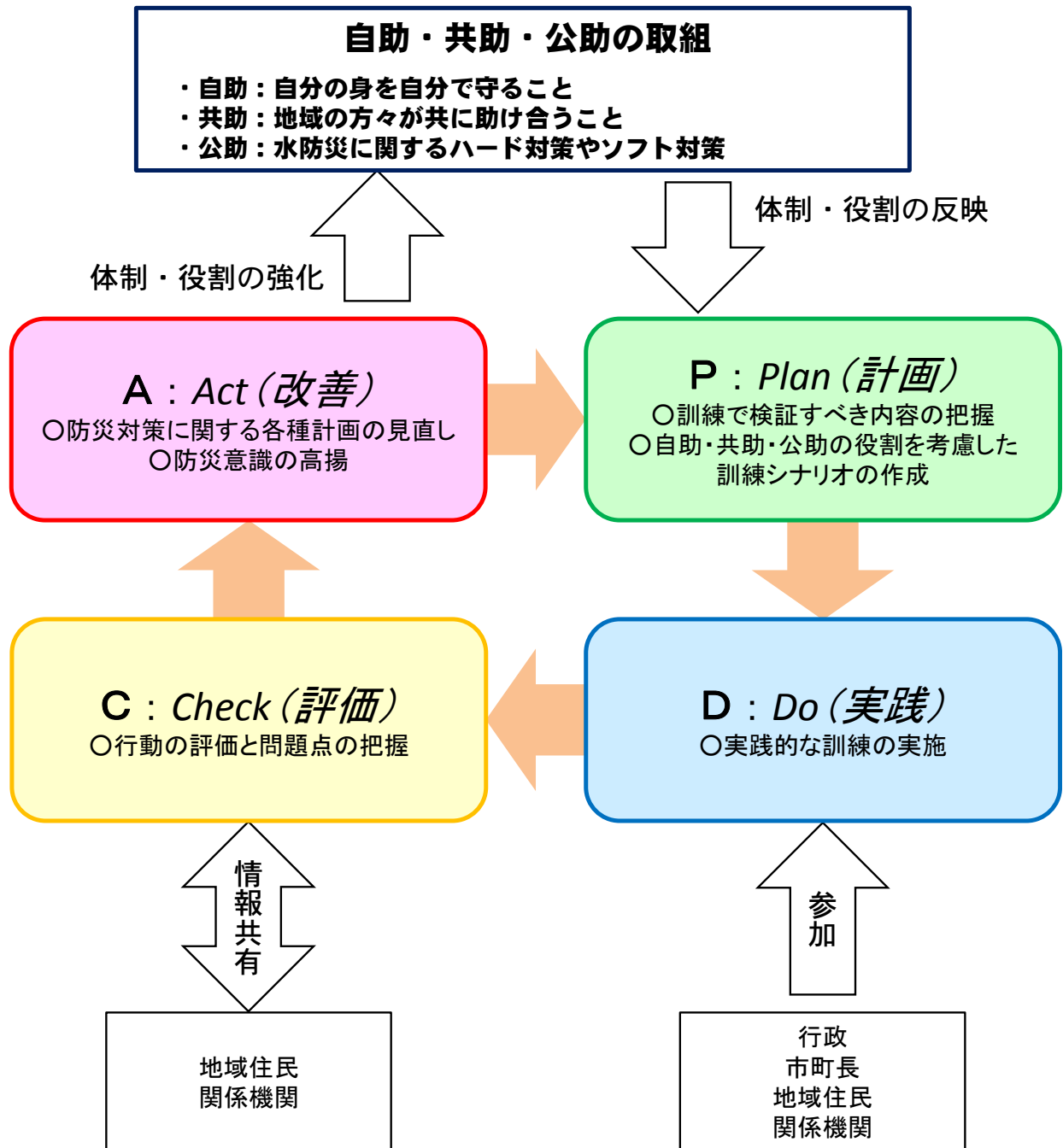
## ② 地域防災力を維持・継続・強化するための取組

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
	○PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携			
6-1 【3】	・実行力のある <b>水害対応タイムライン</b> への改善や防災対策の見直し	課題5	H28年度から 順次実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
6-2 【3】	・避難勧告に着目した住民参加の <b>実践的な訓練</b> の実施	課題5	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
6-3 【7】	・要配慮者利用施設等の <b>避難計画の作成及び訓練</b> の実施・促進	課題5	継続実施 H33年度	市町
6-4 【18】	・隣接市町村間の情報共有・連携	課題5	H28年度から 順次実施	市町
	○正しい知識の周知・定着			
6-5 【17】	・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及（説明会、出前講座の実施等）	課題5	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
6-6 【11】	・教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化（ <b>防災・河川環境教育</b> の実施等）、 <b>指導計画の作成支援・学校への共有</b> ※	課題6	継続実施 ※H30年度	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整



防災・河川環境教育を取り入れた学校授業の実施

防災・減災に向けた、サイクル型の実働訓練  
～実践・評価・改善～



取組イメージ

- 適切な「避難行動」のための仕組みづくり
  - ✓ 住民の意識啓発や積極的な関わりを推進する
  - ✓ 自助・共助・公助の役割をしっかりと確認する



### ③ 人命と財産を守るための取組

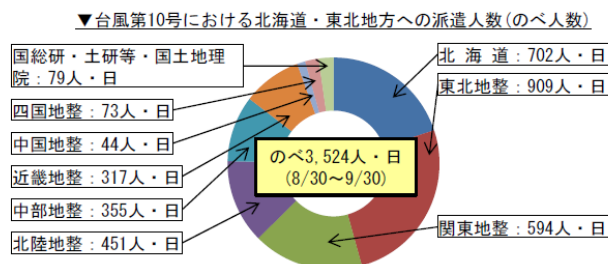
番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
7-1 【15】	・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の実確な伝達（重要水防箇所合同巡視、共同点検、水防技術・知識の習得）	課題 7	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
7-2 【16】	・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入（水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制や広域活動の検討・構築等）	課題 7	継続実施	市町
7-3 【18】 【19】 【21】	・よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等の情報共有、伝達体制・伝達方法の検討、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）	課題 7 課題 9	継続実施	市町 岩手県 東北地整
7-4 【17】	・関係機関が連動した一体的な実働訓練の実施	課題 7 課題 9	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
7-5 【15】 【18】	・関係機関が有する水防資機材の情報共有 ・水防団間での連携	課題 8	H28年度から 順次実施	市町 岩手県 東北地整
7-6 【31】 【21】	・災害対策機械を活用した地域支援（TEC-FORCE）の実施 ・長期にわたり浸水が継続する地域などにおける排水計画の作成	課題 10	継続実施	東北地整
C 【30】 【22】	・災害危険区域指定に係る事例を収集し周知 ・浸水被害軽減地区の指定	課題 11	継続実施	市町 岩手県 東北地整
D 【28】	・防災・安全交付金による水防災意識社会再構築及び取組を支援	課題 12	継続実施	市町 岩手県
E 【31】	・初動対応から復旧に至るまでの人材育成の実施	課題 13	継続実施	東北地整



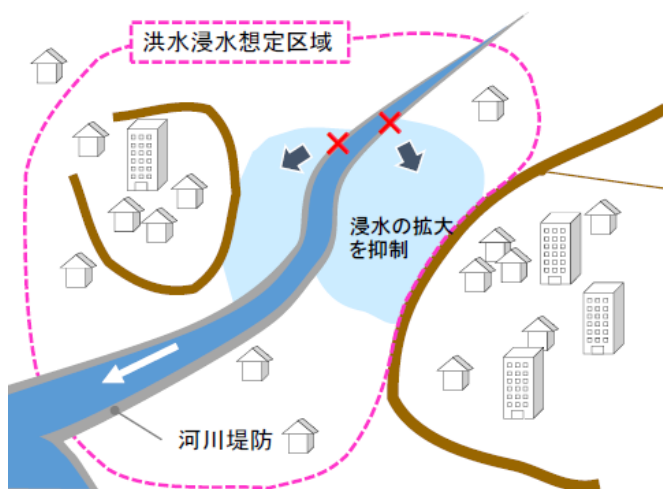
洪水ハザードマップを利用した  
洪水に対しリスクが高い箇所の共同点検



照明車による夜間作業の支援



TEC-FORCE活動状況(平成28年8月台風10号等の一連の派遣)



拡大を抑制する施設等の保全(輪中堤や自然堤防)

- 輪中堤等の盛土構造物  
:歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物
- 自然堤防  
:河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地

浸水被害軽減地区の指定

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。なお、取組内容等についてはホームページ等で公表を行う。【1】

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、以下の取組の進捗状況等を確認するとともに、必要に応じて全国を取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。

### ○ 本協議会で取り組む「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に係る主な取組

番号	キーワード	協議会での確認内容
【2】	ホットライン	・構築したホットラインの連絡体制確認
【3】	水害対応タイムライン	・水害対応タイムラインの取組拡大を確認（国管理河川） ・水害対応タイムラインの作成（県管理河川）
【4】	水害危険性の周知	・県管理河川で水位周知河川の指定拡大を確認
【6】	広域避難体制	・隣接市町村等における避難場所や洪水時の連絡体制等について確認
【7】	要配慮者利用施設避難計画、避難訓練	・要配慮者利用施設避難確保計画の作成、避難訓練の実施状況を確認
【8】	洪水浸水想定区域図	・県管理河川で想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定拡大を確認
【9】	水害ハザードマップ	・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用を確認
【10】	浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知
【11】	防災教育の促進	・国が作成支援した指導計画をすべての学校に共有
【12】	危機管理型水位計、河川監視用カメラ	<危機管理型水位計> ・国管理河川の危機管理型水位計配置状況を確認。 ・県管理河川の危機管理型水位計配置状況を確認。 <河川監視用カメラ> ・県管理河川の河川監視用カメラ配置状況を確認。
【13】 【24】	危機管理型ハード対策	・整備箇所や整備手順について、確認

番号	キーワード	協議会での確認内容
【14】	河川防災ステーションの整備	・河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し、市町等の円滑な水防活動等、活用方策を確認
【15】	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・河川管理者と市町村による確認
【16】	水防に関する広報の充実	・水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について確認
【17】	水防訓練の充実	・実践的な訓練の検討・実施状況を確認
【18】	水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について確認
【19】	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有
【20】	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有 ・対策の実施状況について、確認・共有。
【21】	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。
【22】	浸水被害軽減地区の指定	・指定の予定や指定にあたっての課題を共有
【23】	洪水を未然に防ぐ対策	・整備状況、整備方針等を共有

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

①安全な避難行動のための取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	課題
(1) 避難場所・避難経路	・洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を行っている。	-	・洪水浸水想定区域図を作成するなど、市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・避難経路、避難場所は予め各自がハザードマップに記入することとしている。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・地区交流センターごとに地域住民に対してハザードマップについての説明会を開催している。	・防災マップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・各行政区用のプランニングマップを配布して、要配慮者の把握及び災害の避難経路や集合場所、避難場所を表示したマップの作成や活用方法を研修や訓練の場で指導している。	・防災マップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・避難場所等の全面的な見直しを行い、平成29年4月から新たな避難場所等の運用を開始した。 ・平成29年度中に避難場所等の標識を設置する。 ・平成29年度中に防災マップの更新を行い、市内全世帯に配布することで周知を図る。	・防災マップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・北上川流域の避難場所は、43カ所指定している。避難経路については、水害の規模によって同一としないことから指定はしていないが、防災講座等を通して各世帯が決めておくよう指導している。	・平成22年1月に洪水ハザードマップを含む奥州市防災マップを全世帯に配付し、市のホームページにも掲載している。 ・昨年公表された想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図、浸水継続時間図及び家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)を地域単位で印刷し市役所本庁、総合支所及び該当する地区センターに配置し住民が縦覧できる体制を整えた。	・平成25年に防災マップを全世帯に配付し、市のホームページにも掲載している。 ・各自治会自主防災組織訓練において避難訓練を実施し、避難場所・避難経路の周知を図っている。	・総合防災マップを全世帯に配布するとともに、町のホームページに掲載している。 ・H29～31の3年計画で避難所誘導看板を設置し、観光客等の避難に対応する。	・防災マップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。 ・地域の防災研修会等で周知を図るとともに、地域に根ざした一次避難場所を各地区で検討してもらい、地域防災を意識的に考える機会を創出している。	・防災マップを全世帯に配布するとともに、町のホームページに掲載している。 ・各地区座談会で話題提供している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。		
(2) 避難誘導体制	-	-	-	(地域防災計画に位置付け) ・消防団が自主防災組織等と協力して各分団区域の誘導に当たる。 ・警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。 ・幼稚園や小学校、高齢者等の自主避難が困難な場合は、必要に応じて消防団員等を配置して避難誘導している。	(地域防災計画に位置付け) 次の場合において、避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。 ・幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難。 ・在宅の高齢者、障がい者等の避難。	(地域防災計画に位置付け) ・市は、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。	(地域防災計画に位置付け) ・消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の避難を優先して住民を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。 ・市職員、消防団員、自主防災組織、民生委員等それぞれが連携・分担しながら、避難場所及び避難対象地域等を巡回し、避難者の確認を行うこととしている。 ・要配慮者利用施設に対して、避難勧告等発令時の連絡体制を明確化した。	(地域防災計画に位置付け) ・市、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。 ・基本的には、各地区の水防団(消防団)が誘導にあたる。	・避難誘導については、市、警察、消防団及び自主防災組織が連携して行う。	(地域防災計画に位置付け) ・市は、消防団、自主防災組織の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。 ・消防団及び自主防災組織が中心となり誘導を行う。	(地域防災計画に位置付け) ・消防団員、自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速に避難場所へ誘導すること地域防災計画に位置付けている。 ・自主防災会による災害時活動マニュアルの作成を支援し、災害時に迅速に避難できるような避難経路や地域住民による要配慮者の対応などを定めている。	(地域防災計画に位置付け) ・町職員、消防団員、自主防災組織、自治振興会、民生委員等が連携して避難誘導に努める。	・消防団及び自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速に誘導する。 ・避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。	・消防団と自主防災組織等が協力して地域の誘導を行っている。	・個人の判断による避難行動を基本とするが、災害や避難に関する情報を遅滞なく全戸に周知する態勢の整備に取り組んでいる。役場職員や消防団員、自主防災組織など関係機関が連携して避難誘導にあたる。	(地域防災計画に位置付け) ①あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。 ②消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。 ③避難行動要支援者の避難にあたっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。 ④次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。 ・幼稚園、小学校、診療所、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難。 ・在宅の高齢者、障がい者等の避難。	【課題3】 ・ハザードマップ等の説明会の参加者が一部の住民に限られるなど、水害リスクに関する情報に十分に行き届いていない、また、十分に浸透していないおそれがある。 ・自ら積極的に予め防災情報が入手できる方法の周知が十分でないおそれがある。 ・想定最大規模の降雨に対し、避難所・避難経路について見直しをしなければならない懸念がある。		

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①安全な避難行動のための取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題
(イ) 隣接市町村における避難場所の設定 (広域避難体制の構築)等 国管理河川	・避難場所は市町において設定。	-	-	・盛岡広域首長懇談会自然災害対策専門部会において8市町との連携を検討中である。	・隣接の北上市・奥州市等と災害時相互応援協定を締結済み。	・隣接の花巻市・奥州市等と災害時相互応援協定を締結済み。	・隣接の花巻市、北上市、奥州市と災害協定のより、被災者を一時収容するための施設の提供について締結済み。	・県内各市町村及び隣接の気仙沼市、登米市、栗原市、南三陸町と相互応援協定を締結済み。	・盛岡広域首長懇談会自然災害対策専門部会において8市町との連携を検討中である。	・隣接の花巻市、北上市、遠野市、一関市と災害協定(避難収容施設)を締結済み。	・盛岡広域首長懇談会自然災害対策専門部会において8市町との連携を検討中である。	・県内各市町、秋田岩手横軸連携市町等との災害協定(避難場所)を締結済み。	・実施していない。	・実施していない。	・隣接市町との災害協定(避難場所)については締結していない。	・隣接の秋田県横手市と災害時相互応援協定を締結済み。	・実施していない。	・実施していない。	
(エ) 水害ハザードマップの改良 周知活用 国管理河川 県管理河川 国・県共通	・市町においてハザードマップを随時作成。	-	-	・平成28年度から29年度にかけて、洪水浸水想定区域の見直し対象となる20地区において説明会を実施した。 ・平成29年度に、洪水浸水想定区域の見直し等を反映させた防災マップの全戸配布を予定している。	・平成27年11月に水害ハザードマップを作成し、住民に周知を行っている。世帯毎の配布のほか、各地区においてハザードマップの見方や活用方法に係る説明会を開催し、周知促進を図っている。	・平成26年度に水害ハザードマップを作成し、全戸配布している。 ・平成28年度には対象地区においてハザードマップの説明会を実施。	・平成29年度にアイオン台風、昭和56年15号台風、平成28年10号台風においての浸水範囲、市から発する避難情報に伴う住民の避難行動及び指定緊急避難場所等を示したハザードマップを全戸配布した。また、マップを活用した防災研修会を開催した。	・平成29年度中に新たな一関市防災マップを作成し、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を掲載する。また、マップの中にリアルタイムの河川カメラ映像や雨量、水位情報へとつながるQRコードを配置し、マップの情報と携帯端末等のリアルタイム情報を併せて見ることが出来るものを作成する。(紙媒体及びHPでの公開)	・平成28年度に洪水情報や水害等対策を掲載した防災マップを全戸に配布する。出前講座を開催し、防災意識の向上を図っている。	・昨年度公表された、北上川浸水想定区域の図面を作成し、本庁、各総合支所及び該当地区センターへ備付て住民が縦覧できる体制を整えた。	・平成25年に防災マップを全世帯に配付し、市のホームページにも掲載している。 ・各自治会自主防災組織訓練において、市担当職員が防災マップの説明等実施している。	・当町では、平成22年に防災マップに浸水想定区域を表示し住民に周知を行っている。戸別配付のほか、ホームページで周知を図っている。	・平成27年2月に防災マップを作成し、全世帯に配布するとともに、自主防災組織リーダー等を対象とした説明会を実施した。	・平成27年度に水害ハザードマップを作成し、全戸に配布した。 ・年に1回、水害ハザードマップを使用して訓練を実施している。	・本町では、平成27年に水害ハザードマップを作成し、住民に戸別配布などして周知を行っている。各地区において、ハザードマップの見方や活用方法に係る説明会を開催し、周知促進を図っている。	・平成26年度に防災ハザードマップを作成し、戸別配布するとともに、自主防災組織リーダー等を対象とした説明会を実施した。 ・平成29年度に、洪水浸水想定区域の見直し等を反映させた水害ハザードマップ(防災マップ)の全戸配布を予定している。	・平成25年に水害ハザードマップ(防災マップ)を作成し、全戸配布して住民に周知を行っている。 ・平成29年度に、洪水浸水想定区域の見直し等を反映させた水害ハザードマップ(防災マップ)の全戸配布を予定している。	・平成18年に水害ハザードマップを作成し、住民に周知を行っている。	【課題3】 ・ハザードマップ等の説明会の参加者が一部の住民に限られるなど、水害リスクに関する情報について、情報伝達が十分にできていない、また、十分に浸透していないおそれがある。 ・自ら積極的に予め防災情報が入手できる方法の周知が十分でないおそれがある。 ・想定最大規模の降雨に対し、避難所・避難経路について見直さなければならぬ懸念がある。
(オ) 浸水実績等の周知 県管理河川	-	-	・今後、大規模な水害が発生した際には浸水実績等をホームページ等で周知を図る。	・浸水実績等の調査は実施している。	・「過去洪水区域」を表示したハザードマップを平成27年に作成し、住民に周知を行っている。	・ハザードマップに掲載されている。	・平成29年度にアイオン台風、昭和56年15号台風、平成28年10号台風においての浸水範囲、市から発する避難情報に伴う住民の避難行動及び指定緊急避難場所等を示したハザードマップを全戸配布した。また、マップを活用した防災研修会を開催した。	・大きな浸水被害のあった平成25年7月の大雨による浸水範囲、洪水情報や水害等対策を掲載した防災マップを全戸に配布し、洪水等危険個所の周知を図っている。	・平成28年度に平成25年9月の大雨による浸水範囲、洪水情報や水害等対策を掲載した防災マップを全戸に配布し、洪水等危険個所の周知を図っている。	・浸水実績等のデータは無い。	・平成25年に防災マップを全世帯に配付し、市のホームページにも掲載している。 ・各自治会自主防災組織訓練において、市担当職員が防災マップの説明等実施している。	・当町では、平成22年に防災マップに浸水想定区域を表示し住民に周知を行っている。 ・平成25年8月の大雨による概ねの浸水区域を独自調査により把握している。	・平成27年2月に防災マップを作成し、全世帯に配布するとともに、自主防災組織リーダー等を対象とした説明会を開催し、周知を図っている。	・平成27年度に水害ハザードマップを作成し、全戸に配布した。 ・年に1回、水害ハザードマップを使用して訓練を実施している。	・本町では、平成27年に水害ハザードマップを作成し、住民に周知を行っている。	・町防災ハザードマップに浸水区域を掲載し、住民への周知を行っている。	・過去の浸水実績を防災マップに記載している。	・平成18年に水害ハザードマップを作成し、住民に周知を行っている。	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①安全な避難行動のための取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	課題
(3) 避難勧告等の発令基準	<p>・避難勧告の発令判断の目安となる洪水予報を盛岡地方気象台と国土交通省岩手河川国道事務所が共同で実施しており、災害発生のおそれがある場合は、岩手河川国道事務所長・北上川ダム統合管理事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。</p> <p>・浸透・侵食に関する「水防団からの情報」に加え、「河川管理者が重点的に監視を行う情報等」により、避難勧告等の発令判断の目安とする。</p> <p>・浸透・侵食に関する監視を強化として、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」により避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定することとしている。</p>	<p>・河川管理者と共同で、洪水予報を公表し、各防災機関への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。</p> <p>・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知している。</p> <p>・市町村と盛岡地方気象台においてホットラインを構築し、避難勧告等の発令に資する助言等を行っている。</p>	<p>・避難勧告等の発令判断の目安となる水位情報を岩手県から関係機関に通知している。</p> <p>・水位周知河川において県と市町村でホットラインを構築しており、水位が避難判断水位を超過するおそれがある場合に、河川管理者から市町村に電話連絡している。</p> <p>・岩手県風水害対策支援チームを設置し、市町村の避難勧告等発令を支援している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>・水位の上昇がある場合は河川管理者から市町村長に直接連絡するホットラインの体制を構築している。</p>	<p>【課題4】 ・水位や雨量などの情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。 ・適切な雨量や水位の収集ができず、避難勧告等の発令の参考として利用することが難しい。 ・特に夜間時や大雨時は防災行政無線や広報車の放送が届きにくいいため、避難に関する情報が住民に十分に伝達できていないおそれがある。</p>
(4) 住民等への情報伝達の体制や方法	<p>・ダム放流警報施設を活用した避難情報等の周知及び訓練を実施している。</p>	<p>・現象ごとに警戒期間や注意期間等を付加した気象警報等を発表し、ホームページ等で周知している。</p>	<p>・「岩手県河川情報システム」により雨量や水位の情報を提供している。</p> <p>・岩手県地域防災サポーターを派遣し、住民の防災意識向上に向けた取組を行っている。</p> <p>・県の広報誌等による災害時にとるべき避難行動の周知を行っている。</p>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・Lアラート</li> <li>・市政記者クラブ</li> <li>・ホームページ</li> <li>・電話</li> <li>・SNS</li> <li>・ラジオ</li> <li>・防災ラジオ</li> <li>・いわてモバイルメール</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>	<p>下記手段で情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・緊急速報メール(エリアメール)</li> <li>・防災行政無線</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・CATV</li> <li>・CATV告知端末</li> <li>・消防団</li> <li>・電話</li> <li>・災害一斉メール</li> <li>・いわてモバイルメール</li> <li>・Lアラート</li> </ul>

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題
(5) 住民に対しての水防災意識の強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座として、地域の自主防災組織等を対象とした水防災に関する説明会を実施している。</li> <li>・事務所ホームページにおいて、洪水浸水想定区域や重要水防箇所を公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年、出水期前の6月～7月に各市町村防災部局を訪問し、気象庁の新規業務や防災気象情報について説明している。</li> <li>・当庁に対する要望等を伺っている。</li> <li>・市町村等が主催する講演会や研修会等に講師を派遣し、気象防災等に係る講義を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位周知河川や洪水浸水想定区域の制度の周知や、いわてモバイルメールの登録促進を図るため、PRチラシを作成し、各種会議等で配布している。</li> <li>・市町村等からの依頼に応じて、岩手県地域防災サポーターを派遣し、洪水災害も含めた防災に関する講演、ワークショップ等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び消防署で実施している自主防災組織の訓練の中で、水防に関する内容も行い、住民の水防災意識の醸成を図っている。</li> <li>・出前講座及び自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を実施している。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座及び自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を実施している。</li> <li>・毎年広報で防災に関する特集を組み、災害に対する住民の意識の啓発を図っている。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> <li>・えふえむ花巻で防災に関する啓発を随時行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区交流センターごとに地域住民を対象にハザードマップ等に関する説明会を実施している。</li> <li>・市ホームページに洪水ハザードマップを掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険区域や浸水想定区域を記した防災マップを全戸配布し、住民に自分の地域に起こり得る災害や災害に対する弱さを認識させた。</li> <li>・自主防の研修会、市の防災訓練時に危険区域や浸水想定区域を記した行政区ごとのプランニングマップを活用して危険箇所把握、安否確認等における地域の課題を再認識している。</li> <li>・自治会、自主防災組織等を対象とした防火防災講習会で水防災に関する説明を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している住民参加型の一関市水防訓練により、市民への啓発を図っている。</li> <li>・洪水浸水想定区域が指定された場合、対象となる地域への説明会を開催している。</li> <li>・カスリン・アイオン台風70周年事業として、水害に関するイベントを開催し、住民の防災意識高揚を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災出前講座の機会に、水防に係る内容の説明も実施している。</li> <li>・また、平成28年末に洪水情報や水害等対策を掲載した防災マップを全戸に配布し、防災意識の向上を図っている。</li> <li>・市防災訓練において、住民が参加する大雨洪水等の水防に関する訓練項目を設定して、実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図を総合支所や地区センターに配置し住民が閲覧できる体制を整備している。</li> <li>・出前講座及び自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を実施している。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を実施している。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練で、大雨洪水、土砂災害想定した訓練を実施している。</li> <li>・自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を実施している。</li> <li>・各自主防災組織において、災害危険箇所や避難に手助けが必要な方を把握するための情報交換会を開催し、自助・共助意識の浸透に取り組んでいる。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請のある自主防災会に赴き、出前講座を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町で実施している防災訓練で、水防に関する内容も行い、住民の水防災意識の醸成を図っている。</li> <li>・出前講座で水防に関する研修会を実施している。</li> <li>・ホームページでハザードマップを公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の住民は、河川の状況に敏感であり、自主的な避難がみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座として、要望のあった自主防災組織を対象に浸水区域等に関する説明会を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防会に消防団で行っている水防訓練に昨年参加してからも、水防災の意識醸成を行っている。</li> </ul>	<p>【課題5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年大きな被害が無い地域において、住民の水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。</li> <li>・特に若い世代において、水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。</li> <li>・水害に対する防災意識の低下に伴い、水害時の自助、共助、公助の連携に懸念がある。</li> </ul>	
(ア) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) 国管理河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北上川上流沿川でタイムラインを作成済み。</li> </ul>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域を対象に、「洪水危険河川の監視計画」によって避難勧告等の発令対象区域、判断基準等を定めている。</li> <li>・台風接近時のタイムラインを作成し、市の各担当部署がどのような対応を行うか、時系列で表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川なし。</li> <li>・台風接近の場合のタイムラインを作成し、早期の対応に役立てる予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害想定区域に住家等なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川国道事務所のHPで状況を確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川の水害タイムラインは作成済み。</li> </ul>	<p>【課題5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年大きな被害が無い地域において、住民の水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。</li> <li>・特に若い世代において、水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。</li> <li>・水害に対する防災意識の低下に伴い、水害時の自助、共助、公助の連携に懸念がある。</li> </ul>	
(ウ) 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 国管理河川 県管理河川 国・県共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町において避難確保計画を作成</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に内閣府等取りまとめた「要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施」等を活用し、県関係部局が連携しながら、避難計画の作成を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の策定にあたり、現在関係部局において施設への支援体制に係る役割分担等を整理しているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市には避難確保計画の策定が義務付けられた施設が20施設あり、現在関係部局において、避難確保計画の提出を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設においては、消防計画作成の際などに合わせて水害の避難計画作成をお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設管理者へ避難計画の作成及び避難訓練の実施について説明した。(一部施設からは避難確保計画の提出を受けている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国による避難確保計画作成のひな形を参考として、より実際に則して、作成しやすい構成とした一関市版の避難確保計画作成のひな形を作成した。これにより対象となる全ての要配慮者利用施設へ避難確保計画の作成についての説明を行い、計画策定の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険区域にある施設については、避難計画の作成及び避難訓練の実施を促している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設については、市が直接指導する施設については5つの施設が避難計画未作成であり、先日文書で作成依頼を行った。</li> <li>・県が管轄する施設については、現在情報を収集している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、避難確保計画の策定が義務付けられた対象施設なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当町には避難確保計画の策定が義務付けられた施設はないが、介護施設や保育所などの社会福祉施設では避難計画作成や避難訓練の実施に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に町主催で研修会と避難訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の策定が義務付けられた施設では策定に向けて検討中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の策定が必要な施設に対し、計画策定に向けた関係部署と支援体制の構築を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、避難確保計画の策定が義務付けられた対象施設なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の策定が必要な施設の地域防災計画への記載、施設への支援体制に係る役割分担等を整理しているところ。</li> </ul>	<p>【課題6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害から命を守るためには幼少期からの防災教育が重要であるが、十分に実施できていない。</li> </ul>	
(6) 学校教育現場に対しての水防災意識の強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座として、小中学生への水防災に関する総合学習を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県教育委員会の学校防災アドバイザー派遣事業に参画し、小中高の児童・生徒や教職員に対し気象災害及び防災気象情報等に関する出前講座を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、小学児童を対象にした水防災に関する課外授業を実施している。</li> <li>・平成26年度に大雨・洪水をテーマとした防災教育教材を岩手大学と連携して作成するとともに、本教材が学校現場で効果的に活用されるよう、県教育委員会との連携により、防災教</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会へ水防災に関する学習の実施の働きかけや、出前講座の企画等の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1校または2校の中学校が避難訓練を実施しているが、浸水想定区域の近くに位置する中学校においては洪水を対象とした訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各交流センター単位で世帯住民を対象にハザードマップ等に関する説明会を実施。市ホームページに洪水ハザードマップを掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象としたチャレンジ防災スクールを開催し、水防災に関する授業を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省一関出張所の「あいぽーと」と連携し、小中学生の水防災教育を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育及び防災訓練への参加を通して水防災意識の醸成を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と連携した、水防災意識強化の取組について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災出前講座等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の近くに位置する小学校においては洪水を想定した避難訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望があれば、水害区域も記載している防災マップを小中学校の教材として提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の防災訓練の際に会場を小中学校とし、児童生徒も参加するものとしている。</li> <li>・防災マップを小中学校の教材として提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校で河川環境教育を実施している。</li> <li>・防災マップを中学校の教材として提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な取り組みはなし。</li> </ul>	<p>【課題6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害から命を守るためには幼少期からの防災教育が重要であるが、十分に実施できていない。</li> </ul>
(カ) 防災教育の促進 国管理河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画の作成支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画の作成支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> <li>・各学校等において防災講座実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成された指導計画について教育関係者との情報共有を図る。</li> </ul>	<p>【課題6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害から命を守るためには幼少期からの防災教育が重要であるが、十分に実施できていない。</li> </ul>



現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守るための取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	課題
(ク) 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) 国管理河川 県管理河川 国・県共通	・水防技術の習得、水防訓練を実施。	-	-	・新採用職員を対象に1年間の水防団への体験入団を実施している。	・火災予防週間(春・秋)に消防団員の確保に関するチラシを配るなどして、団員の確保に努めている。	・(消防団が水防団を兼ねているので)現役消防団員による勧誘活動。	・消防団員確保と併せて取り組んでいる。	・学生消防団活動認証制度の開始や団員募集強化月間を指定して、入団を促進する取組を行っている。 ・年2回消防団だよりを発行して、消防団の活動をPRしている。	・市防災訓練の項目に水防に係る訓練を盛り込むとともに消防団確保の広報を行っている。(消防団員が水防団員となっている。)	・消防団募集に係るイベントを開催し、団員の確保に努めている。 ・消防団応援の店事業を展開し消防団員確保に努めている。 ・イメージキャラクターを作成し、そのキャラクターを活用してポスター、チラシを作成し配布して消防団員確保に努めている。	・市広報誌による募集や、各行事の際に水防団(消防団)のPR活動を実施している。	・企業や団体を訪問し、水防団員の確保に努めている。 ・団員が各地域内で戸別訪問等による勧誘を行い、団員の確保に努めている。	・チラシ、ポスター等による水防団募集活動を実施及び町職員が加入勧誘を行っている。 ・定員数380人に対し近年355人前後(充足率93%)で推移している。	・町の広報誌、パンフレット等で水防団の募集をしている。	・消防団員が水防団員も兼務のため、水防団員(消防団員)の確保を行うべく、機能別団員制度を設立。	・消防団員(兼水防団員)の高齢化により退団者の補充が難しい状況	・水防団員の確保に向けて、団員による家庭訪問や町広報等を活用し重点的に取組んでいる。	・地域の分団ごとに個別に、水防団員の勧誘に努めている。 ・広報誌を活用して水防団募集を行い、団員の確保に努めている。	【課題7】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報共有や水防技術が伝承されないおそれや大規模氾濫に対する水防活動の実施に懸念がある。
(ケ) 水防訓練の充実 国管理河川 県管理河川 国・県共通	-	-	-	・北上川上流合同水防訓練を毎年実施している。	・消防団の分団各部単位で土嚢積み訓練などを行っている。	・毎年市内全ての消防団(消防団)による水防訓練を実施。	・消防団分団単位で土のう積み訓練を行なった。	・毎年、一関市水防訓練を実施している。 ・各地域で消防団員による水防団員への水防工法指導を行っている。	・市防災訓練及び北上川上流盛岡地区合同水防訓練において訓練を行っている。	・平成29年度北上川上流胆江地区合同水防演習を実施する予定だった。(洪水警報発表により中止)	・市防災訓練及び北上川上流盛岡地区合同水防訓練において訓練を行っている。	・年に1回、大雨による河川氾濫を想定した訓練を住民や水防団を対象に実施している。 ・過年度の訓練や災害対応での課題を踏まえて、訓練を実施している。	・北上川上流合同水防訓練の実施や町総合防災訓練に参加している。	・年に1回盛岡広域で北上川上流盛岡地区合同水防訓練に参加している。	・水防団員は毎年広域市町で水防訓練を行っている。 ・平成25年の本町の水害以降、町の防災訓練は水害想定を取り入れている。	・町内河川を訓練会場とした水防訓練は未実施。	・平成29年度北上川上流胆江地区合同水防演習を実施する予定だった。(洪水警報発表により中止)	・過年度の訓練や災害対応での課題を踏まえて、訓練を実施している。	
(コ) 水防団間での連携、協力に関する検討 国管理河川	・各市町において水防訓練を実施。	-	-	・水防団本部による情報収集・判断により、災害の規模に応じて連携して活動を実施している。	・比較的大規模な災害の場合、隣接している地区の消防団が連携して活動をおこなっている。	・毎年市内全ての消防団(消防団)による水防訓練を実施しているため、連携、協力は図られている。	・水防団(消防団)本部が各分団の情報集約を行い、災害の規模により、隣接地区等で連携して活動している。	・北上川上流両磐地区合同水防演習において訓練を行うこととしている。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・市町村の地区における災害規模の消防活動をおこなっている。	・市防災訓練及び北上川上流盛岡地区合同水防訓練において訓練を行っている。	・町内における水防活動を行っている。 ・盛岡広域市町による相互応援協定を締結している。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・年に1回盛岡広域で北上川上流盛岡地区合同水防訓練に参加している。	・平成29年度の県防災訓練において、水防団間の情報伝達訓練を取り入れた。	・現状では特になし。	・現状では特になし。	・市町村の地区における災害規模の消防活動をおこなっている。	【課題7】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報共有や水防技術が伝承されないおそれや大規模氾濫に対する水防活動の実施に懸念がある。
(サ) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 国管理河川	-	-	-	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達体制は整備されていない。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達は必要に応じて実施する体制。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達は必要に応じて実施する体制。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達は必要に応じて実施する体制。	・情報伝達については、住民と同様に、防災行政無線、FMあすも、緊急速報メールによる情報伝達を基本として実施する。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達は必要に応じて実施する体制。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達は必要に応じて実施する体制。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。	・防災無線のない本町では、JA有線放送の屋外放送施設を利用して同報系情報伝達を行っている。	・現状では特になし。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。	・庁舎内の情報伝達体制は確保済み。災害拠点病院等への情報伝達は必要に応じて実施する体制。	【課題9】 ・排水機場、水門・樋管等の迅速・確実な操作に懸念がある。 ・排水施設等に関する情報が関係者間で共有されていない。 ・大規模水害時には、防災拠点施設や排水施設、災害拠点病院等が浸水し、機能が低下、停止する懸念がある。
(ス) 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 国管理河川	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表。(平成28年6月30日)	-	-	・樋門や排水ポンプなど各施設の操作規則を定めている。 ・水害時、内水排水施設の稼働や排水ポンプ車の要請を国土交通省に要請している。	・排水施設等の適正な運用・管理を実施。	・排水施設等の適正な運用・管理を実施。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・国土交通省が実施する排水ポンプ車の運用訓練について、研修として見学を行い、排水ポンプ車の排水能力や稼働までに要する時間、配置場所等について、職員の理解を深めている。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・地域の水害リスクについて勉強会を実施。	・国管理河川の浸水想定区域に住家等なし。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・運用方法はマニュアルを作成して実施している。	・排水が必要な地域については認識しており、水防団との協力により対応している。	・現状では特になし。	・現状では特になし。	・国の排水設備について、情報共有を行っている。	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守るための取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	課題
(7) 水防団への河川水位等に関わる情報提供	・川の防災情報(市町村向け)の専用アドレスを配付し、水位情報を優先的に取得できる体制を構築している。 ・基準観測所の水位により水防警報を発令している。	・各市町防災部局や消防団等に対し、防災気象情報の伝達に係る補助的な経路として、迅速に当該情報が入手できるように防災情報提供システムのユーザーIDを付与している。	・水位周知河川において河川の水位が基準水位に到達した場合に、FAX等により市町村やマスコミ等に水位到達情報の通知している。	(水防計画に位置付け) ・災害対策本部から、関係機関及び水防団へ情報伝達を行う。 ・河川の水位情報については、消防本部、本庁、各支所、各消防署、分署等で随時確認し、各消防署・分署から消防団へ伝達している。 ・災害警戒本部から水防団に対し、防災メールや電話等により情報を提供している。	・水防団待機水位、はん濫注意水位に達した場合に消防団に連絡する。	(水防計画に位置付け) ・市災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。	(水防計画に位置付け) ・災害対策本部、消防団等関係機関と情報共有する体制としている。	(水防計画に位置付け) ・水防警報等の情報は、市水防計画に基づいて一関市消防本部から各支所、各消防署、分署、消防団に伝達している。 ・河川の水位状況については、各消防署・分署から消防団に電話で情報提供を行っている。 ・「洪水危険河川の監視計画」の内容について、団員に説明を行っている。	(水防計画に位置付け) ・水防上必要な気象予警報、河川の水位の情報は、市水防計画に基づいて、災害警戒(対策)本部から直接消防団幹部へ連絡。 ・水防団員に、市メール(消防団員用)に登録してもらい、メール配信により情報提供するとともに、状況により水防団幹部へ直接連絡している。	・災害警戒本部から水防団待機水位に水位が到達したことを消防団へ連絡する。 ・河川の水位情報については、消防団員に岩手モバイルメールの登録を進めており、水位情報を入手する。 ・市からの連絡無い場合も、消防団で出動基準を定めており、河川の水位に応じて自動的に出動する。	・災害警戒・対策本部から、地域防災計画に基づき、関係機関、消防団へ情報伝達を行っている。	(地域防災計画に位置付け) ・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。 ・河川の水位情報については、町の各担当課、消防分署、消防団等による巡視や住民からの情報提供等により確認し、町から消防団へ伝達している。 ・消防団への情報伝達は、電話・メール等により情報を提供している。	(地域防災計画に位置付け) ・災害警戒本部と消防団が現場を巡視し、必要に応じて関係機関に情報提供を行う。 ・災害警戒本部から消防団に電話、モバイルメールにより連絡している。	・水防団待機水位に達した場合、災害警戒本部から水防団に対し、いわてモバイルメールや電話等により情報を提供している。	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。 ・河川の水位情報については、分団ごとに監視定点を定めており災害対策本部へ報告している。	・災害警戒本部より、消防団、関係機関に連絡を行う。	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。 ・災害警戒本部から消防団に対し、防災メールや電話等により情報を提供している。	・町から水防団へ連絡。	
(8) 河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施。 ・氾濫注意水位を超過した場合、直轄管理区間全川について、河川管理施設及び周辺状況把握を実施している。(3出張所で班編成) ・異常が発見された場合には、市町村へ連絡する。	—	・ダム操作規則に従い、定められた経路及び時刻(サイレン放送△△分前等)、で巡視している。 ・月間スケジュールを組んで管理河川の巡視をしている。 ・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。	(水防計画に位置付け) ・国及び県が指定する水防警報河川の区域のうち、重要水防箇所を中心に巡視を行う。 ・国及び県が指定する水防警報河川の区域のうち重要水防箇所を中心に巡視を行う。 ・河川の増水時には、本庁、各支所の担当課、各消防署、分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。	(水防計画に位置付け) ・水防管理者は水防設備体制を敷いたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。	(水防計画に位置付け) ・随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。	(水防計画に位置付け) ・消防団が管轄する河川を巡視、警戒している。	・河川増水時には、本庁・支所・消防署・分署の職員や消防団員で巡視を行っている。 ・各関係機関合同で重要水防箇所合同巡視を行っている。	(水防計画に位置付け) ・市水防計画に定められた、各水防団の受持ち区間(水防警戒受持ち区間)があり、出動指令を受けて巡視を実施。また、消防署による巡視を行い水位等の監視を行っている。	・消防団の方面隊及び分団等において受け持ち区域があり、各担当地域を巡視する体制を取っている。 ・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ・河川の増水時には、本庁、各支所の担当課、各消防署、分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。	・災害時等各水防団の受け持ち区間について巡視を実施している。 ・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ・警報が発令された場合、担当課、消防署、分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。	(地域防災計画に位置付け) ・地域防災計画の水防活動計画中の非常配備態勢により対応。 ・水防団の受持ち区域などで巡視を行っている。 ・過去に被害があった箇所を中心に巡視を行っている。 ・河川の増水時には、町の各担当課、消防分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。	・過去に氾濫等があった場所に対し、町職員、消防団が巡視している。	・水防団の管轄地域を定め、巡視している。	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ・河川の増水時には、町の担当課、分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。	・河川増水時には、浸水想定区域を中心としたパトロール巡視を行っている。	・消防団員が各担当地区の巡視を実施している。 ・河川の増水時には、担当課、消防団等で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている	・重要水防箇所合同巡視により関係機関と合同で行っている。	【課題7】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報の共有や水防技術が伝承されないおそれや大規模氾濫に対する水防活動の実施に懸念がある。  【課題8】 ・水防活動の実績が無い場合、水防資機材の更新漏れや不足が生じてしまうおそれがある。 ・大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれや迅速な水防活動の実施に懸念がある。 ・特に夜間時の水防団員の安全の確保に懸念がある。 ・他市町との連携について懸念がある。
(9) 水防資機材の整備状況	・出張所や防災ステーションに水防資機材を備蓄している。	—	・県管理水防倉庫に、木杭、丸太、竹、鋼杭、防災シート、フルシート、土のう、大型土のう、袋詰ネット、スコップ、ハンマー、つるはし、掛矢、一輪車、斧、チェーンソー、オイルフェンス、リヤカー、水中ポンプ等を備蓄	・市内4箇所の水防倉庫及び2箇所の土のう備蓄場に、土のう等の資機材を備蓄している。	・市内4箇所の水防倉庫及び消防署、分署等に水防器具及び水防資機材を整備。	・市が管理する水防倉庫に坑木100本、土囊5,000袋、鉄線10kg、鉄製クワイ200本、土留鋼板100枚、ビニールシート200枚などを備蓄している。	・県管理の水防倉庫1箇所、市が管理する水防倉庫3箇所に水防器具及び水防資機材を整備している。 ・各町防災資機材倉庫及び消防団所に土のう袋等を整備している。	・市が管理する水防倉庫に水防資機材(救命胴衣を含む。)を配備するとともに、出水期には、土のう及び砂の調達をして対応している。	・各消防団分団を単位とし、防災資機材(救命胴衣を含む。)を配備するとともに、出水期には、土のう及び砂の調達をして対応している。	・各水防倉庫に土のう袋や杭等を保管している。	・市役所で土囊、土囊袋、砂、スコップ、発電機、投光器などを保有している。	・町が管理する防災倉庫等に、土のう袋11,000枚、作成土のう2,600袋、防水シート28枚、木杭100本、荒縄10束、大型土のう袋200枚、スコップ、つるはし、発電機、投光器、チェーンソーなどを備蓄している。	・北上川河岸4箇所に資材備蓄基準表に従い、スコップ、つるはし、かけや、土囊などを整備している。	・町が管理する水防倉庫に、土囊1,000袋、土囊袋3,000袋、ブルーシート10枚、スコップ、つるはし、おの、発電機、投光器、チェーンソーなどを備蓄している。	・各行政区には、発電機、投光器、土のう袋を配布するとともに、砂場を設置している。	・町が管理する倉庫に土囊4,500袋、救命胴衣30着、鉄筋、テント、スコップ、つるはし、おの、発電機、投光器、チェーンソーなどを備蓄している。	・今年度は、水防訓練時に1000袋あまりの土のう袋を作成し、各消防団、自主防災会で保管している。		
(キ) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 国管理河川	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村・警察・消防・消防団による重要水防合同巡視を実施している。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・国管理河川無し。	・定期的に水防資機材の員数や状態を確認している。	・国管理河川無し。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・国管理河川無し。	・国管理河川無し。	・各分団に土囊や砂などを配布し、備えている。 ・年に1回、資機材の数量確認をしている。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	・出水期前に、国・県・市町村による重要水防合同巡視を実施。	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	課題	
(10) 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県災害時業務継続計画(本庁舎版)において、県庁舎の使用が不可能となった場合の災害対策本部機能は、「盛岡地区合同庁舎」、「エスポワール岩手」、「アイーナ」のいずれかに設置することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域防災計画に位置付け)</li> <li>・災害対策本部は、盛岡市役所別館4階に設置する(洪水浸水想定区域内)。ただし、盛岡市役所別館が重大な被害を受けた場合は、盛岡市役所都南分庁舎4階に設置する。</li> <li>・庁舎が被災した場合は防災拠点としている都南分庁舎を災害対策本部とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は本庁舎に設置し、本庁舎が使用不能の場合は消防本部、もしくは総合支所に設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に定めていない。(対象施設無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に定めていない。(対象施設無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法第15条第1項第4号に基づく要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達系統を市地域防災計画に定め、情報伝達を行っている。</li> <li>・また、水防法第15条の3に定めのある、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しているのは現在のところ対象施設のうち1施設に留まっていることから、今後、各施設へ計画の作成を呼びかけていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に定めていない。(対象施設無し)</li> <li>・市内に水害が発生した場合、本庁舎に災害対策本部を設置し、西根総合支所との情報共有を図る。また、災害現場で処置できない傷病者は、災害拠点病院(国保西根病院)に搬送し対応することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に定めていない。(対象施設無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域防災計画に位置付け)</li> <li>・防災庁舎等の被災時におけるサブ機能として、滝沢ふるさと交流館及びビッグルーフ滝沢を指定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域防災計画に位置付け)</li> <li>・地域防災計画において、災害対策本部は、雫石町役場内会議室等に設置するが、役場庁舎が被災した場合等は雫石町営体育館に設置することとしている。</li> <li>・町立診療所は、現状では被害を受ける想定はされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に定めていない。(対象施設無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に役場庁舎が被災した場合はサンビレッジ紫波を防災拠点とする。災害拠点病院は特に定めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に役場庁舎が被災した場合は防災拠点としている盛岡南消防署矢巾分署を災害対策本部とする。</li> <li>・災害拠点病院は特に定めていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に定めていない。(対象施設無し)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合は防災拠点としている中央生涯教育センターを災害対策本部とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域防災計画に位置付け)</li> <li>・庁舎が使用できない場合は、一関西消防署平泉分署を使用することを地域防災計画で規定。</li> </ul>		
(11) 排水施設、排水資機材の操作・運用		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町へ排水樋門等の管理及び操作等を委託しており、定期的に点検している状況。</li> <li>・施設に係る市町村との管理協定を締結している。</li> <li>・樋門や排水ポンプなど各施設の操作規則を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樋門や排水ポンプなど各施設の操作規則を定めている。</li> <li>・水害時、内水排水施設の稼働や排水ポンプ車の要請を国土交通省に要請している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害のおそれがある時には花巻市管理施設である高田排水ポンプを稼働し内水排除している。</li> <li>・水害のおそれがある時には里川口排水樋管水門部などにおいて、ポンプ稼働により内水排除している。ポンプは業者から借りる場合、前日に連絡している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内には樋門(9ヶ所)や排水ポンプ(7ヶ所)があり、各施設の操作規則、操作規定等に基づく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水ポンプを配置(遠野市下組町 愛宕)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樋門、樋管等の点検を毎年定期に行っている。</li> <li>・水害時の内水排水施設や排水ポンプ車の要請時期について、「洪水危険河川の監視計画」に定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設等はなく、早期整備の予定もない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課が見回りを行い、災害警戒・対策本部に排水処置について報告が行われ、必要により排水の対策を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町道に排水ポンプ施設を1か所設置し自動運転している。</li> <li>・排水資機材としては、ポンプ車や可搬ポンプなどを活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水施設はなし。</li> <li>・排水資機材として、消防ポンプ車、可搬ポンプを活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に排水ポンプ(2ヶ所)があり、各施設の操作規則、操作規定等に基づく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害時、内水排水施設の稼働や排水ポンプ車の要請を国土交通省に要請している。</li> <li>・また、町内に排水ポンプ(7ヶ所)があり、各施設の操作規則、操作規定等に基づいた運用を行っている。</li> <li>・樋門や排水ポンプなど各施設の操作規則を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団は小型可搬ポンプ、ポンプ車を装備しており、その操作・運用については熟知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。(国土交通省の管理の平泉排水機場やポンプ車が町内にあり、要請に基づき運用。)</li> <li>【課題9】</li> <li>・排水機場、水門・樋管等の迅速・確実な操作に懸念がある。</li> <li>・排水施設等に関する情報が関係者間で共有されていない。</li> <li>・大規模水害時には、防災拠点施設や排水施設、災害拠点病院等が浸水し、機能が低下、停止する懸念がある。</li> </ul>		
(シ) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備) 国管理河川	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎は浸水想定区域内にあり、非常用電源は設置されているが耐水化はされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎は全ての施設において、非常用発電を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎は浸水区域の対象外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川及び浸水想定区域なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の主要な庁舎や避難所となる施設には、非常用発電設備や発電機を備えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川及び浸水想定区域なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎及び病院は浸水区域の対象外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川及び浸水想定区域なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川及び浸水想定区域なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川及び浸水想定区域なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は浸水想定区域の対象外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町庁舎は浸水区域の対象外。病院の一部施設が浸水区域内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国管理河川及び浸水想定区域なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は浸水区域の対象外。</li> <li>・非常用発電設備整備済み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町庁舎、町内の医療施設も浸水区域の対象。</li> </ul>		
(12) その他(上記項目以外の取組)	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度は、大雨警報(浸水害)や洪水警報の改善及び新しいメッシュ情報の運用を開始した。</li> </ul>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題
(七) 浸水被害軽減地区の指定 国管理河川	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表。(平成28年6月30日)	-	-	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表済み。 ・浸水被害軽減地区の指定はない。	・浸水被害軽減地区の指定はない。	・検討を進めている段階。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・現時点では浸水被害軽減地区の指定は考えていない。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表済み。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・検討中。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図を公表済み。	・浸水被害軽減地区の指定はない。	・浸水被害軽減地区の指定はない。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、岩手河川国道事務所から公表済。	【課題11】 ・災害危険区域を適切に指定できていないおそれがある。 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地が、改変されるおそれがある。
(ノ) 適切な土地利用の促進 国管理河川 県管理河川 国・県共通	-	-	-	・洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・当市には洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・「一関市災害危険区域に関する条例」で洪水に伴う災害危険区域を指定している。	・防災マップを活用した、災害想定区域の周知。	・当市には洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・国管理河川及び浸水想定区域なし。	・当町には洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・ハザードマップ等で情報提供している。	・浸水想定区域を公表している。	・当町には洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	・洪水に伴う災害危険区域の指定地区なし。	・洪水に伴う災害危険区域の指定地区はない。	【課題11】 ・災害危険区域を適切に指定できていないおそれがある。 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地が、改変されるおそれがある。
(タ) 緊急行動計画のうち上記以外の項目について 国管理河川 県管理河川 国・県共通	・大規模災害が発生した場合、TEC-FORCEが被災自治体を支援																		

〇概ね5年で実施する取組

具体的取組	課題の対応	目標時期	東北地盤	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町
-------	-------	------	------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----

1)ハード対策の主な取組

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

＜北上川＞ ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透・バイピング対策 ・侵食・洗掘対策	課題1	H28年度からH32年度	◎																		
＜岩崎川、北上川、猿ヶ石川、千厩川、滝名川、木賊川、夏川、広瀬川、南川、金流川、小鳥瀬川等＞ ・堤防整備、河道掘削等	課題1	継続実施			◎																
・河川の適切な維持管理(河道掘削、立ち木伐採) ※河道掘削・立ち木伐採の実施河川は別紙3のとおり	課題1	継続実施			◎																

■危機管理型ハード対策

＜北上川＞ ・堤防天端の保護 ・堤防裏法戻の補強	課題1	H28年度からH32年度	◎																		
＜雫石川＞ ・堤防天端の保護 ・堤防裏法戻の補強	課題1	H28年度からH32年度	◎																		
＜和賀川＞ ・堤防天端の保護 ・堤防裏法戻の補強	課題1	H28年度からH32年度	◎																		

■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組

＜北上川水系＞ ・河川、ダム適切な維持管理 ・ダム効果的な操作 ・河川管理施設の確実な運用 ・河川管理の高度化 ・ダム再生の推進 ・代行制度による県に対する技術支援	課題1, 2	継続実施	◎		◎																
--	--------	------	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況や災害情報を把握・伝達・共有するための基盤整備の強化(水位計・危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置・簡易水位計・GCTV等増設、XRAIN、DIMAPSの活用等) ※水位計設置の5ヵ年計画は別紙3のとおり	課題4	継続実施	◎		◎																
・住民への情報伝達体制の充実(防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等)	課題4	継続実施				○	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化、河川防災ステーションの活用	課題8	継続実施				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・浸水域における防災拠点や排水機場等の機能性の確保・耐水化	課題9	継続実施	○		○		○		-	◎		◎		-		○		○	○	○	

2)ソフト対策の主な取組

①安全な避難行動のための取組

○水害リスクに関する情報提供等の充実 ・想定最大規模降雨による水害リスクの公表(浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域) ※洪水浸水想定区域の指定5ヵ年計画は別紙6のとおり	課題3	H28年度からH33年度	◎		◎																
・想定最大規模降雨による水害リスクや避難に関する情報の住民周知(ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)	課題3	H28年度から順次実施			◎	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○
・洪水痕跡の保全や市街地での洪水に関する各種情報の表示、浸水実績等の周知	課題3	継続実施			○	◎	◎	◎	◎	◎	○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・水位周知河川の指定 ※水位周知河川の指定5ヵ年計画は別紙4のとおり	課題3	H28年度からH33年度			◎																
・水害リスクと地域特性を踏まえた広域避難を含む体制の検討	課題3	H29年度からH32年度			○	◎	○	◎	-	○	-	◎	-	◎	-	-	○	-	○	○	○
○住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実 ・プッシュ型の洪水に関する各種情報発信(洪水予報、水位情報、避難情報等)	課題4	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供	課題4	H29年度から順次実施			◎																

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

○PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携 ・実行力のある水害対応タイムラインへの改善や防災対策の見直し	課題5	H28年度から	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎
・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	課題5	継続実施	○	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進	課題5	継続実施 H33年度			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	○	○	◎	○	-	◎	◎
・隣接市町村間の情報共有・連携	課題5	H28年度から順次実施			○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○
○正しい知識の周知・定着 ・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及(説明会、出前講座の実施等)	課題5	継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
・教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化(防災・河川環境教育の実施等)、指導計画の作成支援・学校への共有※	課題6	継続実施 ※H30年度	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達(重要水防箇所合同巡視、共同点検、水防技術・知識の習得)	課題7	継続実施	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入(水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制や広域活動の検討・構築等)	課題7	継続実施				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・よりの確実な人命と財産を守るための情報の積極的な提供(水防団等及び水防団等土の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有、伝達体制・伝達方法の検討、排水機場・樋門・水門等の情報共有等)	課題7, 9	継続実施	○		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・関係機関が運動した一体的な実働訓練の実施	課題7, 9	継続実施	◎	○	○	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
・関係機関が有する水防資機材の情報共有、水防団間での連携	課題8	H28年度から順次実施	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・災害対策機械を活用した地域支援(TEC-FORCE)の実施 ・長期にわたり浸水が継続する地域などにおける排水計画の作成	課題10	継続実施	◎																		
・災害危険区域指定に係る事例を収集し周知 ・浸水被害軽減地区の指定	課題11	継続実施	◎		○	◎	○	○	○	-	○	-	◎	-	-	-	◎	◎	-	○	◎
・防災・安全交付金による水防災意識社会再構築及び取組を支援	課題12	継続実施	◎																		
・初動対応から復旧に至るまでの人材育成の実施	課題13	継続実施			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 河道掘削・立ち木伐採の実施河川

市町村	河川名
盛岡市	北上川、松川、築川、諸葛川等
花巻市	滝川、枇杷沢川、葛丸川、鳴沢川、添市川、寒沢川、瀬の沢川、鍋割川、姉市川、耳取川、上口川、八木巻川、幸田川、毒沢川、稗貫川、豊沢川、平滝川、瀬川等
北上市	口内川、飯豊川、黒沢川、和賀川、夏油川等
遠野市	猿ヶ石川、早瀬川等
一関市	上油田川、金流川、有馬川、刈生沢川、滝沢川、磐井川、吸川、久保川、市野々川、栃倉川、小猪岡川、本寺川、夏川、磯田川、番台川、山谷川、黄海川、大平川、砂子田川、千厩川、砂鉄川、曾慶川、山谷川、興田川、大川、田茂木川、津谷川、猿沢川、鳥海川、二股川、相川等
八幡平市	兄川、矢神川、松川、安比川、赤川等
奥州市	人首川、伊手川、広瀬川、荒谷川、山内川、衣川、白鳥川、小田代川、岩堰川等
滝沢市	木賊川等
雫石町	雫石川、葛根田川等
岩手町	北上川等
紫波町	姉市川、滝名川、黒沢川等
矢巾町	大白沢川等
西和賀町	和賀川、小荒沢川、横川等
金ヶ崎町	宿内川、黒沢川等
平泉町	太田川、小金沢川、戸河内川、徳沢川等

※ 河道の堆積状況等を踏まえて実施河川は適宜変更を行うもの。

## 水位周知河川指定５ヶ年計画

年次	指定河川	
H29	2 河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）
H30	13 河川	稗貫川（花巻市）、千厩川（一関市）、大川（一関市）、 松川（八幡平市）、胆沢川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市）、 雫石川（雫石町）、馬淵川（葛巻町）、北上川（岩手町）、 和賀川（西和賀町）、閉伊川（宮古市）、普代川（普代村）、 宇部川（野田村、久慈市）
H31	2 河川	岩崎川（紫波町、矢巾町）、人首川（奥州市）
H32	3 河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）、小烏瀬川（遠野市）、
H33		刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）
合計	20 河川	

※ H32、H33 に予定の小本川及び安家川は河川改修事業完了後に基準水位等の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

## 水位計設置 5 ヶ年計画

年次	水位計設置河川	
H29	1 河川	小本川（岩泉町）
H30	4 河川	刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）、久慈川（久慈市）、葛根田川（雫石町）
H31	3 河川	浦浜川（大船渡市）、普代川（田野畑村）、大野川（洋野町）、
H32	3 河川	田代川（宮古市）、川尻川（洋野町）、大川（岩泉町）
H33		
合計	11 河川	

※ 年次計画は予算等の状況により変更があるもの。

※ H33 は、H34 以降の水位周知河川の指定計画を踏まえて水位計設置個所を決定するもの。



## 洪水浸水想定区域指定 5 ヶ年計画

	指定河川	
H29	15 河川	築川（盛岡市）、北上川（盛岡市）、松川（盛岡市）、猿ヶ石川（遠野市）、早瀬川（遠野市）、砂鉄川（一関市）、曾慶川（一関市）、猿沢川（一関市）、衣川（奥州市、平泉町）、馬淵川（二戸市、一戸町）、安比川（二戸市、八幡平市）、気仙川（陸前高田市、住田町）、大股川（住田町）、小本川（岩泉町）
H30	4 河川	雪谷川（軽米町）、瀬月内川（九戸村）、甲子川（釜石市）、鵜住居川（釜石市）
H31	4 河川	盛川（大船渡市）、閉伊川（宮古市）、矢作川（陸前高田市）、津軽石川（宮古市、山田町）、
H32	4 河川	安家川（岩泉町）久慈川（久慈市）、夏井川（久慈市）、長内川（久慈市）
H33	3 河川	大槌川（大槌町）、小槌川（大槌町）、関口川（山田町）、 <u>小本川（岩泉町）</u>
合計	30 河川	

※ H33 予定の小本川は河川改修事業完了後に洪水浸水想定区域の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

# 「北上川上流の減災に係る取組方針」における整理

## 資料 8 【参考資料】

※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言とする。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>(1)大規模氾濫減災協議会の設置</p> <p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模氾濫減災協議会の設置</li> </ul>	<p>これまでの取組(平成29年6月まで)</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、<b>改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行</b>。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づき「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。</li> <li>・<b>協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。</b></li> </ul>
<p>(2)円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>①情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。</b></li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。</li> <li>・平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に<b>協議会において連絡体制を確認。</b></li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着眼した水害対応タイムラインを作成。</li> <li>全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者<sup>(※1)</sup>による多様な防災行動<sup>(※2)</sup>を対象とした水害対応タイムラインを作成。</li> </ul> <p>(※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</p> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。</li> <li>平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。</li> <li>平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者<sup>(※1)</sup>による多様な防災行動<sup>(※2)</sup>を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。</li> <li>水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかにした課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</li> </ul>
<p>【4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水害危険性の周知促進</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。</li> <li>平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。</li> <li>平成33年度を目的に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。)</li> <li>毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。</li> </ul>
<p>【5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTを活用した洪水情報の提供</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行う際に、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>【6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等ににおいては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。</li> <li>また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。</li> </ul>
<p>【7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み)</li> <li>平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。</li> <li>平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き(土砂災害)」を作成。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。</li> <li>平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)※)における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数)</li> <li>避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。</li> <li>平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。</li> </ul>
<p>【8】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月までに全109水系において作成・公表。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。</li> </ul>

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>【9】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害ハザードマップの改良、周知、活用</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。</li> <li>・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。</li> <li>・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。</li> <li>・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。</li> <li>・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。</li> </ul>
<p>【10】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水実績等の周知</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。</li> </ul>	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。</li> </ul>
<p>【11】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の促進</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。</li> <li>・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。</li> </ul> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。</li> </ul> <p>(防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業が平成32年度から開始されることも念頭に実施)</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難	に資する施設等の整備に関する事項	
<p>【12】</p> <p>・<b>危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</b></p>	<p>これまででの取組(平成29年6月まで)</p> <p>＜危機管理型水位計＞</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の危機管理型水位計<sup>(※2)</sup>による試験計測を開始。</li> </ul> <p>＜河川監視用カメラ＞</p> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年9月関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間<sup>(※3)</sup>に設置完了。</li> </ul> <p>(※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</p> <p>(※2)低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計</p> <p>(※3)平成28年1月時点</p>	<p>＜危機管理型水位計＞</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。</li> <li>危機管理型水位計配置計画に基づいて、<b>順次整備を実施</b>。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、<b>危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施</b>。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。</li> </ul> <p>＜河川監視用カメラ＞</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。</li> </ul> <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、<b>順次整備を実施</b>。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、<b>河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施</b>。</li> </ul>
<p>【13】</p> <p>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年9月関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。</li> <li>平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所や整備手順<b>順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備</b>。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施</b>。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>【14】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川防災ステーションの整備</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。</li> </ul> <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。</li> </ul>
<p>(3) 的確な水防活動のための取組</p> <p>① 水防体制の強化に関する事項</p>		
<p>【15】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> </ul>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。</li> </ul>
<p>【16】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。</li> <li>毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。</li> </ul>
<p>【17】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防訓練の充実</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。</li> </ul>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。</li> </ul>
<p>【18】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防団間での連携、協力に関する検討</li> </ul>	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。</li> </ul>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
<b>【19】</b> ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	—	<b>【国・都道府県管理河川共通】</b> ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
<b>【20】</b> ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	—	<b>【国・都道府県管理河川共通】</b> ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
<b>【21】</b> ・排水施設、排水資器材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	—	<b>【国・都道府県管理河川共通】</b> ・協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 <b>【国管理河川】</b> ・平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 ・各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 <b>【都道府県管理河川】</b> ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
<b>【22】</b> ・浸水被害軽減地区の指定	—	<b>【国・都道府県管理河川共通】</b> ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間で共有し、連携して指定に取り組み。



実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項 <b>【23】</b> ・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<b>【国管理河川】</b> ・平成27年9月関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。	<b>【国管理河川】</b> ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 <b>【都道府県管理河川】</b> ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。
<b>【24】</b> ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	<b>【国管理河川】</b> ・平成27年9月関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。	<b>【国管理河川】</b> ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 <b>【都道府県管理河川】</b> ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
<b>【25】</b> ・ダム再生の推進	<b>【国・都道府県管理河川共通】</b> ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を実施。 <b>【国管理河川】</b> ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。	<b>【国・都道府県管理河川共通】</b> ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 <b>【国管理河川】</b> ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所等の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>【26】</p> <p>・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</p>	<p>これまでの取組(平成29年6月まで)</p> <p>＜操作が不要な樋門等の導入＞</p> <p>【国管理河川】</p> <p>・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。</p>	<p>＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞</p> <p>【国管理河川】</p> <p>・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>【都道府県管理河川】</p> <p>・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>＜確実な施設の運用体制確保＞</p> <p>【国管理河川】</p> <p>・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</p>
<p>【27】</p> <p>・河川管理の高度化の検討</p>	<p>【国管理河川】</p> <p>・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト<sup>(※1)</sup>で開発中の陸上・水中ドローン<sup>(※2)</sup>および全天候型ドローン<sup>(※3)</sup>による試験飛行・試験計測を開始。</p> <p>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト</p> <p>(※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン</p> <p>(※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】</p> <p>・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。</p> <p>【都道府県河川】</p> <p>・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。</p>
(6) 減災・防災に関する国の支援		
<p>【28】</p> <p>・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体の財政的支援</p>	<p>【都道府県管理河川】</p> <p>・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。(ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)</p>	<p>【都道府県管理河川】</p> <p>・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>【29】 ・代行制度による都道府県に対する技術支援</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・ダム你再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要件があつた場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・ダム你再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要件があつた場合に国・水資源機構が代行して実施。</p>
<p>【30】 ・適切な土地利用の促進</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。</p> <p>【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目的に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。</p>
<p>【31】 ・災害時及び災害復旧に対する支援</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回) ・平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。</p>
<p>・災害情報の地方公共団体との共有体制強化 【32】</p>	<p>【国管理河川】 ・平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。</p>

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を参考に、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「流木や土砂の影響への対策」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

## 緊急行動計画

## 「水防災意識再構築ビジョン」に基づく北上川上流の減災に係る取組方針(案)

実施する取組		取組 番号	対象となる取組	取組 番号	対象となる取組	取組 番号	対象となる取組
施策 番号	キーワード						
<b>(1)大規模氾濫協議会の実施</b>							
大規模氾濫協議会の実施							
1	-	大規模氾濫減災協議会の設置					
		取組状況のフォローアップ、必要に応じて見直し	-	フォローアップ欄に明記			
<b>(2)円滑かつ迅速な避難のための取組</b>							
<b>①情報伝達避難伝達に係る事項</b>							
2	ホットライン	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)					
		ホットラインを構築(県)	-	ホットライン構築済(現状欄に明記)			
3	水害対応タイムライン	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認					
		水害対応タイムラインの取組検討(国)、作成(県)	6-1	実行力のある水害対応タイムラインへの改善や防災対策の見直し			
		避難訓練実施	6-2	避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施・促進			
		水害対応タイムラインの確認・見直し	6-1	実行力のある水害対応タイムラインへの改善や防災対策の見直し			
4	水位周知河川	水害危険性の周知促進(県)					
		洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して「地域の取組方針」に取りまとめ	5-4	水位周知河川の指定			
		水害危険性の周知実施状況の確認	5-4	水位周知河川の指定			
5	プッシュ型情報発信	ICTを活用した洪水情報の提供	5-5	プッシュ型の洪水に関する各種情報発信(洪水予報、水位情報、避難情報等)			
6	広域避難	隣接市町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等					
		避難場所及び避難経路の検討	B	水害リスクと地域特性を踏まえた広域避難を含む体制の検討			
		広域避難体制を構築(国)	B	水害リスクと地域特性を踏まえた広域避難を含む体制の検討			
7	要配慮者利用施設、避難計画、避難訓練	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施					
		避難確保計画の作成	6-3	要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進			
		避難確保計画に基づく訓練の実施	6-3	要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進			
<b>②平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項</b>							
8	想定最大規模、浸水想定区域図	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知(県)	5-1	想定最大規模降雨による水害リスクの公表(浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域)			
9	ハザードマップ	水害ハザードマップの改良、周知、活用					
		水害ハザードマップの作成、周知	5-2	想定最大規模降雨に対応した水害リスクや避難に関する情報の住民周知(ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)			
		水害ハザードマップの訓練等への活用検討	5-2	想定最大規模降雨に対応した水害リスクや避難に関する情報の住民周知(ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)			
10	浸水実績	浸水実績等の周知(県)					
		浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知	5-1	想定最大規模降雨による水害リスクの公表(浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域)	5-3	洪水痕跡の保全や市街地での洪水に関する各種情報の表示、浸水実績等の周知	
11	防災教育、指導計画	防災教育の促進					
		防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者と連携して決定し、指導計画を作成支援(国)	6-6	教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化(防災・河川環境教育の実施等)、指導計画の作成・共有			
		国の支援により作成した指導計画をすべての学校に共有	6-6	教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化(防災・河川環境教育の実施等)、指導計画の作成・共有			
<b>③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</b>							
12	危機管理型水位計、河川監視用カメラ	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	4-1	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況や災害情報を把握・伝達・共有するための基盤整備の強化(危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置、簡易水位計・CCTV等増設、XRAIN、DiMAPSの活用等)			
13	危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	2	危機管理型ハード対策			
14	水防資機材等の配備・強化	河川防災ステーションの整備	4-3	水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化、河川防災ステーションの整備			

## 緊急行動計画

## 「水防災意識再構築ビジョン」に基づく北上川上流の減災に係る取組方針(案)

実施する取組		取組 番号	対象となる取組	取組 番号	対象となる取組	取組 番号	対象となる取組	
施策 番号	キーワード							実施する施策 具体的な内容
<b>(3) 的確な水防活動のための取組</b>								
<b>① 水防体制強化に関する事項</b>								
15	重要水防箇所、水防資機材	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 重要水防箇所や水防資機材等について、河川管理者と水防活動に関わる関係者が共同して点検	7-1	水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達（重要水防箇所合同巡視、共同点検）	7-5	関係機関が有する水防資機材の情報共有		
16	水防団確保	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) 水防団員の確保等参画を促す広報の進め方について検討、実施	7-2	水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入（水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制や広域活動の検討・構築等）				
17	水防訓練	水防訓練の充実 住民参加により、実践的な水防訓練の検討、調整をして実施	6-5	自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及（水防訓練、説明会、出前講座の実施等）	7-4	関係機関が連動した一体的な実働訓練の実施と水防技術・知識の習得		
18	水防団連携	水防団間での連携、協力に関する検討 大規模な氾濫に対して、広域的、効率的な水防活動実施に向け、関係者の協力内容等について検討・調整	6-4	隣接市町村間の情報共有・連携	7-3	よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間での連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）	7-5	関係機関が有する水防資機材の情報共有
<b>② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防推進に関する事項</b>								
19	情報伝達	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、情報伝達体制・方法について検討	7-3	よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間での連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）				
20	機能確保	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電の整備) 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報共有、耐水化・非常用電源等の対策を施設管理者で実施し、状況を共有	4-4	浸水域における防災拠点や排水機場等の機能性の確保・耐水化、排水計画作成				
<b>(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>								
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>								
21	排水施設・資機材の情報共有、排水施設整備、排水計画	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 水害リスク情報の共有、現況施設・機材の情報共有 各施設管理者において施設の増強や耐水化対策を順次実施(国)	7-3	よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間での連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）	7-6	長期にわたり浸水が継続する地域などにおける排水計画の作成		
22	浸水被害軽減地区	浸水被害軽減地区の指定 複数市町に影響がある浸水被害想定地区の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有・連携して指定に取り組む	C	浸水被害軽減地区の指定				
<b>(5) 河川管理施設整備等に関する事項</b>								
<b>河川管理施設整備等に関する事項</b>								
23	洪水氾濫を未然に防ぐ対策	堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	1	洪水氾濫を未然に防ぐ対策				
24	危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	2	危機管理型ハード対策				
25	ダム再生	ダム再生の推進	A	ダム再生の推進				
26	河川管理施設の確実な運用	樋門・樋管などの施設の確実な運用体制の確保	3-3	河川管理施設の確実な運用				
27	河川管理の高度化	河川管理の高度化の検討	3-4	河川管理の高度化				

緊急行動計画

「水防災意識再構築ビジョン」に基づく北上川上流の減災に係る取組方針(案)

実施する取組			取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容						
<b>(6) 減災防災に関する国の支援</b>								
減災防災に関する国の支援								
28	防災安全交付金	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	—	2) ソフト対策の主な取組に記載	D	防災・安全交付金による水防災意識社会再構築及び取組を支援		
29	代行	代行制度による都道府県に対する技術支援	A	ダム再開発や災害復旧事業等のうち、県の要請で高度な技術力等が必要な工事を国・水資源機構が代行実施				
30	災害危険区域	適切な土地利用の促進						
		市町のまちづくり担当部局等へ水害リスク情報の提供	C	災害危険区域指定に係る事例を収集し周知				
		災害危険区域指定に係る事例集を関係部局と作成して地方公共団体へ周知	C	災害危険区域指定に係る事例を収集し周知				
		不動産関連事業者に対して水害リスク情報等の最新情報を研修会等で説明	C	災害危険区域指定に係る事例を収集し周知				
31	人材育成、TEC-FORCE	災害時及び災害復旧に対する支援						
		初動対応から復旧に至る総合マネジメントできる人材育成プログラムを作成し、研修・訓練を整備局等で実施	E	初動対応から復旧に至るまでの人材育成の実施				
		TEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体へ情報提供	7-6	災害対策機械を活用した地域支援（TEC-FORCE）の実施				
32	DiMAPS	災害情報の地方公共団体との共有体制強化						
		DiMAPSの利用促進に向けて県に対する説明実施、災害情報共有を強化	4-1	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況や災害情報を把握・伝達・共有するための基盤整備の強化（危機管理型水位計・河川監視用カメラ配置、簡易水位計・CCTV等増設、XRAIN、DiMAPSの活用等）				
<b>(その他) 緊急行動避難計画に分類しない取組</b>								
緊急行動避難計画に分類しない取組								
-		-	-	4-2	住民への情報伝達体制の充実			
-		-	-	5-6	近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供			